

(第一類 第一號)

衆議院第八十回國會内閣委員会

議錄第六号

二〇五

出席委員		午前十時三十八分開議	
委員長 正示啓次郎君			
理事 木野 善夫君	理事 近藤 鉄雄君	事務大臣官房領事 事務室部長	越智 啓介君
理事 竹中 修一君	理事 塚田 徹君	文部省學術國際課長	川村 恒明君
理事 木原 実君	理事 鈴切 康雄君	文部省學術國際局 留學生課長	光田 明正君
理事 受田 新吉君	秀直君	内閣委員會調查室長	長倉 司郎君
理事 逢沢 英雄君	甲子七君	同上	
理事 関谷 勝嗣君	阜三君	宇野 亨君	
中村 弘海君	吉典君	塚原 俊平君	
市川 增田	雄一君	藤田 義光君	
中川 秀直君	大出 淳	柴田 彰之君	
出席政府委員	外務大臣 運輸大臣	鳩山威一郎君	同日
外務大臣官房長官 議官	外務大臣官房審議官	田村 元君	三月九日
外務省アジア局長	外務省アメリカ局長	松永 信雄君	同日
外務省歐亜局長	外務省經濟局長	内藤 武君	同月十日
外務省國際運合局長	外務省官房審議官	中江 要介君	同日
水產厅次長	宮澤 泰君	敏夫君	同日
外務大臣官房長官	本野 盛幸君	大出 俊君	同月十日
外務省經濟協力局長	菊地 清明君	栗林 三郎君	同月十日
外務省國際運合局長	佐々木輝夫君	大出 俊君	同月十日
水產厅次長	佐々木輝夫君	栗林 三郎君	同月十日
外務大臣官房長官	菊地 清明君	大出 俊君	同月十日
外務省國際運合局長	中島敏次郎君	栗林 三郎君	同月十日
水產厅次長	寿夫君	大出 俊君	同月十日
本日の会議に付した案件		委員外の出席者	
運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提		氣象庁長官 有住 直介君	
(案田陸夫君紹介)(第一二三九号)		外務大臣官房領事 事務室部長	
は本委員会に付託された。		越智 啓介君	
三月八日 救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願		外務大臣官房領事 事務室部長	

委員外の出席者	氣象庁長官 有住 直介君
事務住部長	外務大臣官房領 越智 啓介君
課長	文部省学術国際 光田 明正君
内閣委員会調査 室長	川村 恒明君
月九日	局留学生課長 長倉 司郎君
員の異動	内閣委員会調査 長倉 司郎君
中川 秀直君	依田 実君
依田 実君	中川 秀直君
栗林 三郎君	大出 俊君
大出 俊君	栗林 三郎君
辞任	補欠選任
月十日	補欠選任
栗林 三郎君	大出 俊君
大出 俊君	補欠選任
辞任	補欠選任
日	中川 秀直君
栗林 三郎君	大出 俊君
大出 俊君	栗林 三郎君
辞任	補欠選任
月十日	補欠選任
栗林 三郎君	大出 俊君
大出 俊君	栗林 三郎君
辞任	補欠選任
月九日	員の異動
月八日	教護看護婦に対する恩給法適用に關する請願 (柴田陸夫君紹介)(第一一二二九号) 本委員会に付託された。
○正示委員長	これより会議を開きます。
○木原委員	この法案につきましては、過般、質疑を終了いたしました。特にこの際、採決に当たりまして、幾つかのわれわれの希望、意見を開陳をしまして、法案につきましては賛成の意思を表明をいたしたいと思います。
○木原委員	この法案の中で、新しく気象衛星センターを設置いたしまして、画期的ともいべき気象衛星の打ち上げ等の業務を行わせる、こういうことになっておるわけであります。
○木原委員	異常気象の問題がさまざまに国民生活の上に不安を与えている、そういう中で気象業務が技術的に改善をされていくということにつきましては、われわれも大きな期待を持つわけでありますけれども、それとあわせて、一番肝心な国民へのサービスの面、いろいろと問題が起こつておるわけでありますけれども、たとえば通信所の廃止の問題であるとか、あるいはまた一方の技術革新に

○正示委員長 そういう念願も強いわけあります。そういうことを勘案いたしまして、この法案の成立に当たりまして、これから気象観測、予報ないしは通報、サービス面にわたって管理上、業務上、万遺漏のない体制をとつていただきたい、こういう希望でございます。具体的なことにつきましては、すでにそれぞれ気象庁を初め、その他のところにもいろいろの形で問題が反映をしておるはずであります。

そのことを踏まえまして、当委員会のわれわれとしましても、特にサービスについて万遺漏のないような体制をとるべし、こういうことを申し添えまして、賛成の討論を終わります。(拍手)

○正示委員長 これにて討論は終局いたしました。

○正示委員長 運輸省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○正示委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、運輸大臣から発言を求められておりますので、これを許します。田村運輸大臣。

○田村国務大臣 ただいまは運輸省設置法の一部を改正する法律案について慎重御審議の結果、御可決をいただきまして、まことにありがとうございました。

私といたしましても、本委員会における審議の内容を十分尊重いたしまして、気象予報の精度の向上、航空交通の安全の確保等、運輸省に与えられた任務の遂行に全力を尽くす所存でございました。ありがとうございました。(拍手)

○正示委員長 なお、ただいま議決いたしました

法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○正示委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○正示委員長 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

○関谷勝嗣君。

○関谷委員 外務大臣また外務省当局に、外交姿勢につきましてもいろいろお伺いをいたしたいわけですが、それは後ほどにいたしまして、まずこの法案自体のことに関しまして、お考えを伺わせていただきたいと思います。

私は、その中で一番問題になると思いつが子女教育手当、この問題であろうと思うわけでございます。これは昭和四十八年に一万二千円でスタートをいたしたわけですが、今回それが五〇%アップの一萬八千円になるわけでござります。

○松永(信)政府委員 御質問がございました子女教育手当でございますけれども、御承知のように現在、私ども外務省職員が在外に勤務しておりますときには、原則としては、家族を同伴してその国に在住し勤務をするというたまえになつております。しかるところ、同伴いたします子女の教育につきましては、もちろんこれは年齢によるわけでございますけれども、その土地の学校

その他の教育機関においての教育を受けるということが当然必要であるわけでござりますけれども、そのための経費が非常に高くかかるというのが現実の情勢でございます。子女教育手当というのは、こういう教育に必要な経費、具体的には授業料でありますとか入学金であるとか経費でござりますけれども、そういう経費を支給するといふ考え方から制定されているものでござります。

ただ、いま申しましたように、現実には非常に多額の経費を必要とするということをございまして、現行法におきましては一律に一名につき月額一万二千円の手当を支給しておりますけれども、これではどういふ不足いたしますので、今回法律の改正をお願いいたしまして、五〇%アップの月額一万八千円の支給をいたしたいと考えて、今度の改正法案を作成いたしまして御審議をお願いするということにいたしたわけでございます。

○関谷委員 そうなりますと、外務省の場合はつきりしておると思うわけでございますが、ほかの省がござりますが、その方々が海外へ行く場合は外務省からの派遣という形を通すんだろうと思ひます。したがいまして、ほかのたとえば通産省であるとか運輸省であるとか、そういうところから出ていく場合にもこれが適用されるわけでございます。

○関谷委員 政府関係機関から外務省に出向されまして、外務省の職員としていわゆる在外公務員として勤務される職員の方にも、当然のことながら適用されるわけでござります。

○関谷委員 そうすると、ジエトロなどの場合、そういう方はどういうふうな状態になつて、いるか、あるいはまた商社関係にこういうようなことかが給与体系の中に取り入れられているのだろうか

どうか、そのあたりを教えていただきたいと思います。

○松永(信)政府委員 外務省以外の商社等につきましては、私ども必ずしもつまびらかにいたしておおりませんけれども、一般的に申しますと、子女

教育手当につきましては二通りの考え方がござい

まして、いわば定額を支給するという考え方と、もう一つは実費を支弁するという考え方とあると

思います。現在の在外職員につきましては、前者の定額を支給するという方式をとつておりますけれども、一般の商社の場合にはむしろ後者の考

え方、すなわち実際にかかつた経費をできるだけ

なんどうを見るという考え方方に立つて子女教育手当といふものが支給されているようでございます。

私どもが知つております限りにおきましては、大手商社の三井物産等の五社はいずれもその考え方をとつておるようでございます。もちろんその場合に、必ずしも必要とします経費全額を実際に見ておるということではないようでございまして、一定額の範囲の中で支給するという方式をとつておるようでございます。

○関谷委員 そうしますと、どういうのございましょうか、外務省の職員として出していく場合に、日本人学校とかあるいは現地の学校というものが

ある場合にはいいわけでござりますけれども、そういう学校がない場合、どうしても中学生以上になつてきますと日本へ置いて出していくといふこと

も可能ではあろうと思うわけでございますが、小さな小学生の年齢においては、親子が別々に生活するというのも非常に問題点が多いと思うわけでござります。

○越智説明員 お答えいたします。

日本人学校は、現在、現地に在留邦人が共同してまず設立して運営を行つておるものであります

が、政府としても、海外子女教育の重要性にかんがみて從来よりこれに対する種々の援助を行つており、今後ともその充実を図つていく所存でござります。この決議の趣旨を踏まえてやつております。

○松永(信)政府委員 まず、海外子女教育については、この決議に基づきまして関係予算の大額な増額を図り、必要に

づきまして、専門的予算の大幅な増額を図り、必要に

づきまして、専門的予算の大幅な増額を図り、必要に

けでございます。

在外給与の面におきましては、現在の法律のもとにおきましては、同伴いたします子女、教育年齢に該当する子女に対して子女教育手当が支給されています。現在の在外職員につきましては、前者の定額を支給するという方式をとつておりますけれども、それ以外の教育関係の経費は手当として支給されていないというのが現在の状況であります。

○関谷委員 結論的な質問になると思ひますけれども、昭和四十八年七月の衆議院外務委員会の小委員会におきまして「海外子女教育等に関する件」ということで決議がなされたわけでございまして、その中に、個条書きにいたしまして六項目ばかりの問題点が書かれておるわけでござりますが、その内容につきまして全部細かく言うと時間がございませんけれども、その後どのように実現しているようでござります。

○関谷委員 結論的な質問になると思ひますけれども、昭和四十八年七月の衆議院外務委員会の小委員会におきまして「海外子女教育等に関する件」ということで決議がなされたわけでございまして、その中に、個条書きにいたしまして六項目ばかりの問題点が書かれておるわけでござりますが、その内容につきまして全部細かく言うと時間がございませんけれども、その後どのように実現されているか、その概要をお伺いいたしたいと思います。

○越智説明員 お答えいたします。

日本人学校は、現在、現地に在留邦人が共同してまず設立して運営を行つておるものであります

が、政府としても、海外子女教育の重要性にかんがみて從来よりこれに対する種々の援助を行つており、今後ともその充実を図つていく所存でござります。この決議の趣旨を踏まえてやつております。

○松永(信)政府委員 まず、海外子女教育については、この決議に基づきまして専門的予算の大額な増額を図り、必要に

づきまして、専門的予算の大幅な増額を図り、必要に

づきまして、専門的予算の大幅な増額を図り、必要に

づきまして、専門的予算の大幅な増額を図り、必要に

づきまして、専門的予算の大幅な増額を図り、必要に

づきまして、専門的予算の大幅な増額を図り、必要に

三九

○関谷委員 その中で一番問題になつてくるのが、先ほどおっしゃいました日本人学校への派遣教員の問題であろうと私は思うわけでござります。それが、いまの制度によりますと、各都道府県の公立学校の教員に委託しておるわけでございます。そんなことでその身分の関係が非常にまちまちです。その内容を見てみますと、県から派遣される場合に、研修の出張という形で出ている場合はいい方でございまして、ほかは特別休暇だとか、あるいは極端に休職、そしてまた職務専念義務免除という形などで出でておるわけでございまして、その身分が非常に不安定な状態にある。そういうことで、五十一年度の総数においても、四百四十八名の定員といいますか、その人數が必要であったのでございますが、現在のところ四百二十九名と、二十四名も不足しているということが起つておるわけでございます。先ほど鋭意努力しておるということでございましたが、その内容をもう少し詳しくお話を聞かせていただきたい。そういう派遣の教員が喜んで行ける体制ですね。その定員が足らないような状態が起らぬいよううに、どういう努力をされてるか。

われわれの間でいろいろ案を練つておる最中であります。われわれとしては全力を挙げてこれを関係各省と相談してやつていただきたい。もう一つの方としては、現在、教育の問題は、特に外国の、相手の政府がござりますので、それがある意味では刺激しない形の方がいい、という議論もございます。それは事業団とか、そういう形で形を変えて出すということも一つの案として検討されておりますが、いまいろいろな案について利害得失を検討しておる最中でございます。

○鴨谷委員 そのように、五十二年度では日本人学校が五十校にふえるということでござりますし、ますます海外へ出る職員数、その子弟も当然ふえてくるわけでございますので、公務員といいう立場に早くしていただくようにお願いをいたしたいと思います。

それから、これは一万八千円というふうに一律になつておるわけでございますけれども、文化、教育環境の非常に悪い、外務省で言つております瘞瘍地、その公館が今後とも外交関係を広めいく上においてもふえてくるわけでございまして、そういうことで経費も非常に高くなつてくると思うわけでございます。これは、そういうことを見越して、一律でなくしてブロックに分けていくとか、現在の状態でそういうふうにしていく、逆に言うとそれが教育の均衡だらうと私は思うわけであります。それがどう考へてございませんか。

○松永(信)政府委員 子女教育に必要とする経費については、できるだけ必要である額は全額手当によつて見てまいりたいと私ども基本的には考えているわけでございます。この問題は、必ずしも先進国、あるいは不健康地と健康地の間の差別といふものとは関係なしに考えるべき問題だらうと思ひます。

ただ、事実上は、いまおつしやいました瘞瘍地においてはよけいに教育関係の経費を必要とする。たとえば、そこには学校がなくて、よその国の学校に入れなくてはならないというような場合が間々あるわけでございますから、非常によけい

ういうことにつきましては、私ども今後ともなお一層の努力をいたしまして、子女の教育に必要とします経費の負担は、国ができるだけめんどうを見ると、いろいろ方向で努力してまいりたいと考えております。

○関谷委員 子女教育の件に関しましては、そのあたりで終わりたいと思います。

次に、中近東、アフリカあるいは中南米地域に対する資源の開発、また、外交関係設定に伴つて新しい國の承認というふうに、いわゆる大変な土地柄、瘴癪地への職員もますます今後ふえてくると思うわけです。そして、そういう方々は、精神的にそしてまた肉体的に想像以上の負担が非常にあると思うわけでございます。マラリアなどの地区へ参りますと、それにかかりたくないというようなら、してもキニーネなどを飲む。それを飲みますと肝臓が非常に悪くなる。肝臓も悪くしたくないし、またマラリアにもかかりたくないというふうなことで——私も初めてこの瘴癪地という字を見たわけですが、これまた實にむずかしい字でございまして、調べてみると、なれない氣候、風土のために起こる伝染性の熱病というふうに書いてあるわけでござります。辞書を調べますと、偶然その横に奨励、激励するとかそういう意味の言葉がございまして、私はその方の意味かと思いましたが、そういうむずかしい言葉を使わなければならぬほど大変な地区が今後ふえてくると思いますが、そういう地区へ勤務する人に、特殊勤務地手当というような独立した手当をつくってあげなければ、行く人も非常にいやだろう。そしてまた、現実に聞いてみると、外務省でも、そういうところに行きそうな人は、いろいろ理由をつけて延ばしているというのが現状らしいのですけれども、そういう特別な手当を考える必要があるのではないかどうか。その点いかがでしょうか。

○松永(信)政府委員 ただいま御指摘がございましたらわゆる瘴癪地、瘴癪地という言葉が適當でありますかどうか、私どももその点は問題があ

に勤務する職員が最も頭を悩ませます問題の一つに、健康管理の問題があるわけございます。健康を犠牲にしながら勤務しているというのが現在の実情であると思います。この健康の管理につきましては、やはり国が十分の手当てをして、後顧の憂いなく勤務させるということが、最も基本的な問題であろうと思います。このために、現在の在勤手当の額を決定いたします際に、不健康地の度合いというのもその考慮の一部に含められております。しかしながら、そういう在勤手当の中で部分的に考慮するということでは不十分でございまして、私どもいたしましては、こういう地域に勤務します職員の健康管理制度をより完全なものにするということが必要かと思つております。このために、健康管理に必要な休暇を十分与える、あるいは健康診断、あるいは先進医療施設の十分備わっております地域に行かせまして十分治療されるとか、そういう健康管理の制度を完備させるという方向で今後一層の努力をいたしていくべきものと考えております。

○関谷委員 それで、給与体系の問題は先ほどの質問で終わつたわけでございますが、先ほどの衆議院の外務小委員会で決議された中にありましたことで、たとえば、外国の大学と日本の大学の単位をお互いに認め合うということはその後どのような状態に――実際に向こうでとった単位が日本の大学で使うというか、認められているのかどうか、そのことをちょっとお聞きしたいと思うのです。

○光田説明員 昭和四十七年度より三十単位を限つて、国内、国外問わず、他大学で勉強した単位をも認めるようにして制度が発足いたしました。したがつて、それに応じまして、たとえばカリフォルニア大学と横浜国立大学が単位の交換をしようという話をしているとかいうような事柄がござります。

簡単ながら……。

学校教育に直ちに順応できるかどうかというようなことでございますけれども、そういう子供さんのが大体一年間で四千五百名、そして阪神の方が九百八十名ほど帰ってきておりまして、特に東京都がすば抜けて多いわけでございます。ですから、つい最近の新聞に載つておりますけれども、特に東京都では、今年から都立の三田高校に二十名ほどの海外帰国生徒を受け入れる門戸を開いておるわけでござりますけれども、こういうような国の施策が私は今後ますます必要になってくると思うのですが、この件に関しまして、文部省の考えはどのような状態でございましょうか。

○川村 説明員 お答え申し上げます。

ただいま御指摘をいただきました海外から帰つてまいります子供たちの受け入れという問題、これは私ども文部省として全力を挙げて取り組まなければならぬ問題だというふうに考えておるわけございます。

そこで、現在では、ただいま御指摘いただきましたように、東京都の三田高等学校を始めとして、幾つかの学校にこの子供たちを受け入れたための帰国子女教育学級というものを設けました。あるいは帰国子女のための教育につきます研究協力校というふうな制度を設けまして、帰つてくる子供の多い大都市を中心にそういう学校に研究をお願いし、また受け入れをお願いしているわけでございます。

ただ、それだけでは非常に不十分である。今後海外から帰つてこられるお子さんの数が非常にふえるというふうなこともありますので、五十二年度から新たにこういう子供たちの受け入れを主たる目的とする私立の高等学校の設置につきまして特別の助成をいたしたいということでお願いをしておるわけでございます。これは高等学校レベルが最も受け入れの問題が多いということでござりますので、そういうふうな言葉のトラブル、いろいろな教育上の障害を持つ子供たちに対しても、別の適応教育をやることで、五十三年から

受け入れを開始するということで進めている次第でござります。

○関谷 委員 大いにその点に関して努力をしていただきたいと思います。

いままでは、外地へ連れていった場合に、語学をマスターするという機会には恵まれるわけでござりますけれども、日本のような受験地獄が相変わらず続しておりますと外地にいながらもどうぞいざなけれども、日本のような受験地獄が相変わらず続しておりますと外地にいながらもどうぞいざなけれども、日本のような受験地獄が相変わらず続しておりますと外地にいながらもどうぞいざなけれども、日本のような受験地獄が相変わらず続ましてその受験のことが親御さんは心配になつてくるというようなことで、本当に国際的な教養を持った優秀な人材をつくる機会が非常に少なかつただらうと思います。そんなことで、特別な受け入れ体制というものをつくつてその点の問題を解決していただきたいと思うわけでございます。

したがいまして、外務省と文部省の間の連絡、意思の疎通を欠かないようなそれだけの努力といふものが実際にどういうふうに行われておるんでしょうか、そのあたりを聞きたいと思います。日本本の今までの悪い例でござりますけれども、どうしても省と省の間は、どういうのでしょうか、範囲があつたり、これはそちらだ、これはこちらだというようなことで、もう一つしつかりした連絡がとれていないと思うのでございますが、そのためございます。

○光田 説明員 国費留学生、現在千五十名日本に在留いたしております。そのうち八割が研究留学生と申しまして、太学院レベルの学生でございます。

経費につきましては、五十一年度、月額でございますが、研究留学生十二万一千円、学部学生八万八千円でございます。五十二年度から上げまして十三万三千円、九万七千円とする予定でござります。そのほか、医療費の八割は支給することにいたしております。

国費留学生につきましては、駒場の留学生会館

○越智 説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、この問題は文部省、外務省まさに一体となって取り組んでおります。現に、私の方の領事一課というのがこれを担当しておますが、そこには文部省から一人出向して、ただいて、一緒に文部省と会議を詰め、あるいは星となく夜となく、一種の案ができればすぐお互に飛んでいつて検討し合う。これはまさにどちらが外務とかどっちが文部とかいう形じゃなくなつて、渾然一体となつて目下取り組んでおる次第でございます。

○関谷 委員 学校関係のことで最後にお尋ねしたのは、東京工業大学に留学生宿舎を建設いたしました。五十二年度には大阪大学に宿舎を建設する予定でございます。

帰国後のアフターケアといったしましては、文部省の補助金によってできております財團法人日本国際教育協会において、留学生が帰国後それぞれ専門の研究を進めるのに必要とする学術図書、雑誌等を購入して五年間定期的に送付し、帰国後も絶えず連絡を保つように努めております。予算は

滞在期間とか、あるいは費用はどのぐらい出しているのか、そしてその後の効果というものを多少聞いてみたいと思うわけでございます。

私も三年ばかりカナダの方へ留学したわけでございますけれども、そこでいろいろ勉強にもなりましたが、逆に言いますと、そこでいろいろ人をつけて、留学生を集めて様子を聞いたりいたして、種的な問題でいやな感じというか、そういうようなことを感じたことが多々ありました。そういうふうなことで、国費でそれだけの努力をして諸外国から留学生を受け入れても、それが逆効果を持つようなことがあつたのでは大変なことでございまして、どれだけの留学生に対するアプローチの仕方といいますか、それだけの細心な努力をしておるかというあたりを教えていただきたいと思うわけでございます。

○関谷 委員 ぜひ、留学生に対しては細心の努力をしていただいて、その効果を上げていただきたいと思うわけでございます。

次に、逆に国費による日本人海外派遣と

いうことでございますが、これは年に百六十名程度が出ておるようでございまして、また教員養成

大学からも百名少々の人が出ていると思ふわけ

ござりますが、こういう制度はますます大きなものに広げて、国際人——私は、国際人をつくると

か国際感覚を持つた人をつくるとかいうことも大きな目標ではあるうと思つてございますが、

それよりも、外から日本というものをじっくり見

て日本立場といふものを理解して、本当に真剣

に日本を考える人物をつくる、そういう方向に向かっての最大の努力をしていただきますようお願いをいたしておきます。

次に、この法案とは離れるわけでござりますが、全般にわたりましての大臣の所見をいろいろお伺いさせていただきたいと思うわけでございま

す。

ちょうど日本的新政権が発足いたしまして早々に日米首脳会談というものが開かれるわけでござ

りますが、これは非常に時宜を得た有意義なもの

だと思います。日本とアメリカとの関係も、

戦後三十年たつて非常に円熟の域に入つてきてお

ると思いますが、これに臨みます大臣の基本的な考え方、それをお伺いいたしたいと思います。

○鳩山 国務大臣 日米会談に臨むわが方の考え方

両国の首脳がとにかく新しい政権をつくつたと見の交換をぜひ行っていく必要がある。これは、今日日本が世界におきまして占める責任と申しますか、こういったことから考えますと、たとえば国内の政策を決めます場合におきましても、日本だけで離れて決めるというよりも、どうしても、い世界的な視野の中で政策決定が行われなければならない。そういう観点から、世界的な視野のとくに政策を決めるということになりますと、日本とアメリカの両首脳が隔意なき意見を交換されることがあると思いますが、議題等も、特にどういふことをどういふことをまだはつきり決めてあるわけではありませんけれども、特に、今日世界経済においておる次第でございまして、またほど御質問ではございませんけれども、特に、今日世界経済が大変苦しい立場にある、先進国相互間においてもそうでありますけれども、また南北間におきまして、特に開発途上国とのオイルショック後のいろいろな問題で大変苦しい立場にある国が多いわけでございまして、これらの観点から両首脳に隔意なき意見の交換をしていただければ、こう思つておる次第でございます。

いは東アジア、アジアの問題が大変大事であるといふことはいま仰せられたとおりであると思います。そして、今日アジアにおきましても体制を異にする国が非常に多いわけでございますので、日本との外交姿勢といったしましては、これらアジアの諸国と、体制を同じくするものあるいは異なるものを問わずやはりわが国が友好を深めていくこと、これがわが国の平和憲法下の外交姿勢であると考え、いずれの国とも国交を積み重ねてまいるという根本的な考え方で臨んでいくべきである、こう考えております。

○閩谷委員 私が意図いたしましたところを大臣に先に答弁されまして、次の一つの質問が片づいたわけでござりますけれども、私も海外で生活しまして感じましたことは、日本の外交ももう対アメリカ、対ヨーロッパということ、これはもちろん今まで以上に緊密なものにしなければならないのでございますが、アジアの中の一つの国がわが日本だということを考えましたときに、もつともっと東南アジアに対し日本外交といふのを重点的に広げていただきたい、それを非常に感じましたので、ぜひ東南アジアに対しましてお願ひいたじたいと思うのです。

その一つの例といたしまして、内容は私も詳しく述べりませんけれども、派遣いたします大使にしても、アメリカとかヨーロッパへは、どう言うのでしょうか、大物と言ふとどういう人が大物かと言われますとこれも基準がむずかしいでしようけれども、そういうアメリカ、ヨーロッパだけではなくして、東南アジアに対しても特に大使の派遣にも配慮を行なうべきではなかろうかと思つておるわけでございますが、その点はいかがでしよう。

○鳩山国務大臣 ただいまのお話をござりますけれども、やはり大使はそれぞれその人によりまして得手不得手ということ、あるいは適材適所ということがあるうと思いまして、いま仰せられたとおりアジアの外交が大切でありますから、そういう観点で大使の人事等も行つておるところでありますし、これからもぜひこうしてまいる所存でござります。

○関谷委員 次に、そういう考え方に基づきましてASEANの問題につきまして御質問をさせていただきたいと思うわけでございますけれども、たとえば、ASEAN諸国は中国、ソ連の方へもいろいろ手を伸ばしていくた、しかしそれも満足するような結果が返ってきて、今度はアメリカ寄りの姿勢を打ち出しているところも大分出てきた、ところがアメリカにおきまして生まれましたカーター政権は、東南アジアに対しましてはかつてのような結果が返ってきて、今度はアメリカ寄りの姿勢を打ち出しているところも大分出てきた、ところで、ASEAN諸国は日本に対して非常に期待をしている。ですから、いまの時点に日本がそういうASEAN諸国に対してもっと機敏なるアプローチの方向を打ち出すべきではなかろうかと私は考えておるのでございますが、何か特別な外務省の現在の態度といいますか、考え方があるのでしようか。

○鳩山国務大臣 ASEAN諸国がわが国に大きな期待を持つておることはいま仰せられたとおりでございます。特にベトナムの以後、ASEAN諸国の中に新しい動きが出ておりまして特に自由体制を維持しておるASEAN諸国が団結をして自分たちの抵抗力を強めなければならぬということを非常に真剣に考えておると思う次第でござります。特に日本に対しましては、――自國の力をふやす、力の中ではやはり経済力が非常に大事だということを考えておられるのではあるまいが、そういう意味で、経済的な面におきまして特に日本に対する期待が非常に強まつておる考へる次第でございます。

○関谷委員 ゼひそういつたことでASEAN五ヵ国に対しましてもアプローチしていくただきたいと思うわけでございまして、先進首脳会議に力を入れますのもいいわけでございますけれども、東南アジア開発開発会議とかあるいはアジア太平洋協議会というものがあるわけでございまして、この内容に対しまして、関係各国がその活動

に對して熱意を失いつつある。アジア太平洋協議会などにおきましては、ある部分の活動が七三年以降事実上停滞しているような状態が続いているわけですが、せひそのあたりに力を入れていただいて、いろいろな会議に対してもどういうような努力を外務省がされているか。

○中江政府委員 先生御指摘の一つ目の東南アジア開発閣僚会議につきましては、御承知のようにこのメンバー国の中にはインドシナ諸国が入つておったわけですが、そのインドシナ諸国がベトナム紛争の終結に伴いましてそれぞれ体制を変えてまいりました。そういう事情もございまして、この東南アジア開発閣僚会議を、新しい体制のインドシナ諸国を含めてどういうふうに開催していくのがよからうかということは各國とも慎重に検討していました。そういう状況でござりますので、いまのところはしばらくこの状況を見守るのが適切に専念しているという状況でございますので、当ではないかというのが多くの国の考え方でございます。

アジア太平洋協議会につきましては、最近御承知のように太平洋諸国つまり南太平洋諸国もアジアの一つの部分ということでアジア太平洋のグループというものに 관심が集まつてしまつておりますので、日本政府といつてしまつてもこのアジア太平洋協議会の動き方にについては関心を持って、積極的にできる面があれば協力していくべきだとう考え方を強めているのが現状でございます。

○関谷委員 次に、E.C貿易の不均衡の問題でお尋ねしたいわけでございますが、ついせんだつても造船の問題で会議がなされたわけでございますけれども、非常にジレンマ的なむずかしい問題が含まれているようでございまして、日本国の大半輸出の拡大についてどのような立場を今後日本

で いる 次第 で ござ い ま す。

○関谷委員 その造船の問題ですけれども、新聞等で見てみると、日本がそれだけの非常に苦しむ状態の中で努力をしておりますのに、何か輸入業界に対し政付の援助をやりたいというような話が出て、局長が、いや、そういうことは認めるわけにはいかないと言うようなケースがあつたと、いうようなことを新聞で見たりいたしましたが、そのあたりはその後どうなつておるのでしたか。

○本野政府委員 そのイギリスの公使は恐らくジエフアード公使かと存じますけれども、謝敷局長のところに来られてどういうことを言われたか、私も直接その点を確認しております。ただ、一般的に申しまして、ヨーロッパの造船国、E.C.は軒並みでございますけれども、やはり何らかの政府による補助措置を考えております。それをもつてしなければ、生産規模を縮小しないといまの需要の減少というものに対応することはできないという認識がござりますので、そういう方針で対応しておるというふうに承知しております。

○関谷委員 時間が余りございませんのではしおつて御質問したいと思うわけでございますけれども、そのようにE.C.関係で非常にトラブルが起きてきたりいたしますのも、一つの原因として、十分なる日本の状態、いわゆる広報活動ですか、そういうものが行われていないことも一つの原因ではなかろかと思うわけでございます。

造船ということに対しましては、日本人の技術の優秀なこと、そしてまた契約期間には必ず完成するというようないろいろな利点があるわけでございますから、そういうなどを、造船だけではなくして、いろいろなことに対して、国際社会の相互の依存度というものがますます大きくなつてきておるわけでございますけれども、外務省はそのような広報活動ということを実際現状にしてどれくらいやつているのか、それを教えていただいて、ぜひその広報活動というものをもつと広

報活動も、私の想像しますところでは、アメリカとかヨーロッパが主になつてゐるのじゃないかと思いますが、先ほど言いましたように東南アジア、中近東、そういうところにも特に力を入れて広報活動をやつていただきたい。その現状を教えていただきたいと思うのです。

○本野政府委員 関谷先生御指摘のとおりでございまして、いまのヨーロッパの問題は、昔でございますと保護主義的な動きというものは、その競争相手によつて影響を受けた企業が、政府に陳情をして保護的なあれをする。ところが最近では、そういう社会的な問題になつてきたということを背景にして、新聞世論が非常に激しく取り上げてきました。その根底には日本の事情に対する認識の不足があるといふことは御指摘のとおりでございまして、私ども、その点に対しまして、在外公館を通して、また東京でもE.C.関係、先進国の報道関係者との接触をなるべく緊密にとつて、またヨーロッパからも招待の形で経済記者を訪日させるというような計画もやつております。幸い、最近ではヨーロッパでも、一般新聞に報せられておりましたように、先週フランスの日曜紙でジュルナール・デュ・ディマンシユというのが一面を割いて、きわめて公正な報道をした。ところが、いろいろな工作の中だ、ヨーロッパにおける大企業が、向こうは向こうなりに新聞操作をして、かなり排日の的なキャンペーンをやつてゐるという事実も私ども掌握しておりますので、それに対してもまたそれなりの対策も講じてまいりたいと思つておる次第でございます。

○岡谷委員 そういうことで、ぜひ広報活動を大きく広げていただきたいと思います。

最後に大臣にお尋ねいたしたいわけでございますが、ガットの事務局長が来られまして大臣もお会いになられたことでございますが、東京ラウンジでの進め方について大臣としてどういう所信があるか、それを聞かせていただきたいと思います。

○鳩山国務大臣 ロング事務局長が見えましてお

目にかかりまして、また總理との会見も傍聴させ
ていただいたわけでございますが、ロング事務局
長としては、東京ラウンドの成功に並み並みなら
ぬ熱意を持っておられました。わが日本といたし
ましても、日本で開かれました大会におきまして
決められた路線でありますので、何とか成功に導
きたい、こう思つております。

そのお話の中で、アメリカの新政権の御意向と
しても大変積極的であるということを伺つております
まし、いまオイルショック後に大変な経済混乱
があつたわけでございますけれども、これが各国
が保護主義に走るというようなことになります
と、これまた不況を激化する方向に行つてしまふ
という危険もあるわけでありまして、今日の現状
におきましてはなおさらこの東京大会をぜひとも
成功に導きたい、そういう必要が非常に大きいの
だということを、認識を新たにした次第でござい
まして、これから鋭意関係各省の御協力を得まし
て進めてまいりたい、こう思う次第でございま
す。

れあり、手続はまだ終わっていない、参議院は予算の審議の上から見ても総理の訪米については反対であるという意思表明などが行われておる様子でございます。したがいまして、国会の中のそういう動きというものを前提にしながら、ただ政府側としてはそれでもなお日程として首脳会談を用意をされておると承つておるわけでありますけれども、こういう時期に訪米をされて大統領とお話しになる、首脳会談を行われる。そういうことになりますと、この会談で主たるテーマになるのは何か、あるいはまた日本側として主として強調したい点は何か、あるいはまた米側からわが国に対して要請があると想定されるようなものは何か、主としてテーマの問題についてまず見解を承つておきたいと思います。

○鳩山国務大臣 首脳会談におきますテーマのお尋ねでございますが、まだ先方との間でこういったテーマでという詳しいものまで決められておらないわけでございます。私どもは、両首脳が会見なさるものでござりますから当然こういったことは問題になるであろうという推測でいろいろな準備を進めておるのでございまして、そういう点をまず御理解を賜りたいと思いますが、当然、今日の世界の経済情勢の中で日本とアメリカが果たさなければならぬ役割りは何かということがます大きな問題にならうかと思います。これは、過去におきましても首脳会談というものが世界の経済政策を、うまく調和のある政策をとつていかなければこの不況がなかなか脱却できない、こういうことが主要な問題でありましたから、当然これは今回の会談におきましても大きな問題になるであろうというふうに考えるわけでございます。それと並びまして経済的な問題といったしましては、やはりどうしても先進国とのいろいろな問題、そのほかに開発途上国の抱えておるいろいろな経済的な諸問題につきましての考え方をお話し合いか行われるであろう、こう考えるわけでございまます。

唯一の先進国と申しますか工業国といたしまして、アジアにおきます日本の責任を果たす上におきましてアジア政策を日本はこのように考えていくこと、それに対しましてアジアの国々がまたアメリカに対するいろいろな希望を持つておられますので、これらの点につきましても隔離感がありますので、意見の交換をしていただきたい、このように思つております。

それから、現在非常に問題になつております核拡散の問題がありまして、これにつきましては、先般井上ミッシンジョンを派遣をいたしたわけでありますけれども、なかなかこの問題は大きな世間的な問題でありますので、この問題につきましてよく話し合いをしていただきたい。主としていま申し上げましたようなことが非常に大きな主要な問題であろうと思ふわけであります。

○木原委員 問題を幾つかに分けてこの際お尋ねをしておきたいわけでありますけれども、まず最初に、大臣もおっしゃいましたように、日本の経済的分担といいましょうか、最近はスリーエンジンなどという言葉が伝わってまいりまして、世界的な不況脱出の新たな役割りと責任を日本にも求める、こういう声があるやに聞いております。ただその際、われわれがいまの現状のような中で、言葉の上では責任を果たしていく、分かつていく、ということは、せりふとしてはりっぱなわけなんですが、その可能性と限界ですね。私どもの見解では、日本の状態そのものが意外にひ弱どころであるわけです。弱いところがあるわけです。ですから、ずうたいは大きいわけですけれども、弱い側面をあわせて持つてある。そういう日本の経済の体質などからいきまして、そういう大きな責任を負えます場合に、やはりその可能性と限界と、いうものについては政府の側できちんとしたものである程度持つておりませんと、個々の問題はともかくとしまして、総体の中での可能性と限界と

○鳩山国務大臣　いま木原先生が御指摘になりましたように、これは、今日の世界の経済の問題に對しまして日本が何をなし得るか、これが余り過大な期待を世界に与えるということはそれ自身いいことはありませんし、また日本 자체の経済が破綻をするというようなことがあつては大変ござります。特に今日の経済としてやはり心配になりますのは、インフレの傾向といふものはなお強くまだ残つておるわけでありますので、アメリカとのいろいろな話し合いにおきましても、インフレといふものはまた逆戻りしたのではだめだということは大きな前提として忘れてはならないことであるといふことは当然のことであると考えておりまして、そのような意味で、日本の力の限界ということも十分認識しておくべきだらうといふことは御説のとおりだと思います。

○木原委員　大臣は最近まで行政の中で財政運営を担当されておられた方ですし、外務大臣としても非常に困難な経済外交の推進といいましょうか、刷新といいましょうか、そういう役割りを期せずしてお持ちになつておられる立場だと思います。私どもの心配いたしますのは、確かに日本が応分の責任を果たしていかなければならぬといふ立場におけることは、これはもう当然のことだと思うのです。しかしながら、おっしゃつたようによく過大な責任を引き受ける、あるいはまたそれに便乗をしていく、国内的な要因を見ましてその可能性といふものが一体どこまであるのだろうか。ある意味では、たとえば来年度の経済見通し等につきましても、政府がお出しになつていらっしゃいますと、果たしてこれが達成できるのかといふような考え方を國內的な問題として持つておられるわけですね。その上に、御指摘ありましたように、インフレも、明年度に向けての経済運営の姿を見ておりましても、政府がお出しになつていらっしゃいます

い、一步誤りますと、責任分担はいいわけですが、それとも、そのはね返りで国内が参つてしまふ、こういう危惧を私どもは抱かざるを得ないわけなんですね。ですから、そこで国際的に果たしていかなければならぬ役割り、それから国内的な対処の仕方、幻想ではなくて、やはり国内の問題を土台に据えてどの程度のことができるのかというめどについてばかりはつきりしたものを見た上で、の話し合いということがなければ、そう言つてはあれでされども、伸びをした形ですとかえって無責任のそしりを免れない。そういう点について、これは再度ひとつ御見解を承つておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○鳩山国務大臣　ただいまの御指摘はまさに本当に大事な点に触れられておると思います。ただ、今日までの情勢を振り返つてみますときに、やはり諸外国から見ますと、日本が諸外国の景気の回復に伴いましてどんどん輸出を伸ばしたという点につきましては、これはかなり、表面的にそういう主張をするかどうかにかかわりませず、恐らく腹の中では日本はほかの国の景気回復を利用しているではないかというような批判があるのです。ところが、そういうふうな意味で経済政策がうまく合いませんと、むしろほかの国に被害を与えると言ふと大げさでございますが、そういうふうにともなりかねないわけでありますので、これがから日本としては、むしろ諸外国の経済の実質的な発展に、日本も応分の、歩調を合わせて協力をしていくと、いう態度は少なくとも必要であろうと思ひますし、日本が今日世界の中で大幅な国際収支の黒字という実績を上げておるものでございますから、やはりその点は責任を果たさなければなりません。アメリカに対しましてもあるいはヨーロッパに対しましても、それはね返りで見えておるから非常に貿易の面だけに見られておるわけでございます。これは直接に各國に對して目に見えておるから非常に貿易の面が強調されますけれども、日本は貿易においておきましても相当多額な支払いをしなければならない。アメリカに対しましてもあるいはヨーロッパに

一ロッペに対しましても、相當な貿易外の支払いというものがあります。これらが総合されていまの内のレートといふものは決まっておるわけありますから、その点は私どもは主張すべき点ははつきり主張をして、国際收支の本当に総合収支のところを考えていただくよう、これは日本としての立場は堅持すべきであろうといふに考えておるところでございます。

○木原委員 話題に出ました貿易の問題ですけれども、責任分担といふようなことと絡みまして、いずれにしましても片貿易の問題はアメリカにとりましてもECにとりましてもきわめて今日的な問題である、こういう問題もあるわけです。

話題が少し飛ぶわけですねけれども、昨日の報道によりますと、カラーテレビについてアメリカの国際貿易委員会で御存じのとおりの厳しい裁定があつた。報道によりますと、きょうあたりそれの大統領に対する勧告が出るのではないか、こういふような措置が報道されているわけですね。日本の業界としては大変に不満があるというわけですけれども、これもきわめて象徴的な問題ですね。首脳会談の議題になるかどうかは存じませんけれども、カラーテレビの扱い方の問題は、当然のことですけれども、アメリカとの関係で言えば鉄鋼の問題にも、あるいはまたわれわれの側の柑橘等の懸案の問題にも貿易上絡んでくる問題だと思うのですね。さあたって、これは直接大臣の所管ではないわけでもありますけれども、そういう問題をぶつけられているなか、これらの問題については何らかのアプローチといいましょうか方向といいましょうか、考え方をお示しになる必要があるといふことです。どうでしようか、御見解をお持ちでしようか、どうでしようか。

○鳩山国務大臣 二国間の経済的なトラブルと申しますが、こういったことにつきまして、今回首脳会談におきましてはなるべくそのようなことにとらわれないで、もっと大事な問題を集中的にお話し合いを頼みたいと実のところは考えております。そしてこのような問題はやはり、もうこうな

りましたので実務的にこの処理をしてまいりました。これが政治的に大きく取り上げられるといふことは、むしろわが方としては余り好ましくないだろうというふうに思います。

ただ、モンデール副大統領が見えましたときにも、先方からもカラーテレビの問題が、これは本当に軽く触れられましたし、それからわが方といふような措置が、通商法上あるいは関税法上のいろいろな措置が現に進められておるということは、

が今日残念ながらあのような国際貿易委員会の採決と申しますか、決まつたわけで、きょう恐らくわが方からも触れたわけでございます。その結果しかし、これは私ども、日本の輸出の形がどうも

特定の商品に非常にかたまって急増しているといふ点全く問題がないかというと、これは大変大きな問題だと根本的には考えておりますので、こ

れらは実務的に解決を図りたい、こう考えておる次第でございます。

○木原委員 「委員長退席、木野委員長代理着席」

あるいはまたこの勧告等に基づいて他の商品にも及ぶ、つまりアメリカの新政権の対外的な貿易政策の方向をある意味では占うような要因がある。二国間の関係についても同様なことが言える。そ

とを踏まえて、仮にアメリカと二国間の貿易収支の改善の問題について何か措置を求められる、話題になるといったような場合に、それに対する答

えは用意をされるわけですか、どうですか。
○鳩山国務大臣 私どもといたしまして、やはりこのガットの体制のもとにあります自由貿易といふこと、それには公正なルールがなければならぬ、こういった根本的なまゝの仕組みといふのをあくまで尊重しなければならない。そういう立場に立ちまして、むしろ経済政策の調整といふことで臨むべきではないかという点につきまして、先般モンデール副大統領が見えたときも、そのようないふべき筋としては自由貿易といふのをあくまで尊重しなければならない。そういう立場に立ちまして、むしろ経済政策の調整といふことで臨むべきではないかという点につきまして、先般モンデール副大統領が見えたときも、そのようないふべき筋としては自由貿易といふのをあくまで尊重しなければならない。そういう立場に立ちまして、むしろ経済政策の調整といふことで臨むべきではないかという点につきまして、先般モンデール副大統領が見えたときも、そのようないふべき筋としては自由貿易といふのをあくまで尊重しなければならない。そういう立場に立ちまして、むしろ経済政策の調整といふことで臨むべきではないかという点につきまして、先般モンデール副大統領が見えたときも、そのようないふべき筋としては自由貿易といふのをあくまで尊重しなければならない。そういう立場に立ちまして、むしろ経済政策の調整といふことで臨みます。

しかし、これは私ども、この問題につきましては、原則論はそうだろうと思うのです。しかし、具体的な形で問題が出てきているわけですね。それだけに私どもは、おっしゃったように経済政策の調整という実務レベルでの問題の改善

としても貢献すべき筋は貢献すべきであるという考え方で臨みます。

○木原委員 原則論はそうだろうと思うのです。しかし、具体的な形で問題が出てきているわけですね。それだけに私どもは、おっしゃったように経済政策の調整という実務レベルでの問題の改善

といふところに問題をおろして、ガットの枠の中でとおっしゃいましたが、ただそれだけで果たして問題じゃなくて、ECの関係の中にも御存じのよ

うな問題が出ておりますね。あるいは日本の経済分担を問われる場合に深く関連をしてくる問題だ、こうしたことになりますと、われわれも大臣おつしやったのですが、昨日でしたか、報道によりますと、吉野審議官がパリで、ECとの関係に対処するためたとえば専任大使を置くとか、新しいECに対応するこちら側の政策機関、経済機関といいましょうか、そういうものをつくって対応したい。それじゃ中身はどうだということになりたいといふふうな用意はあるのですが、

○鳩山国務大臣 あくまでも自由貿易体制といふ

ろでございまして、この点は先方の事情とまた日本の事情をそれぞれお互いが本当によく理解し合つて、何らかの緊急措置と申しますか、この急場をどうするかということにつきまして、それぞれの国との本当に腹を割つた話し合いを通じましてこの緊急的な解決を図らなければならぬ。そういうことで、大きな筋としては自由貿易といふ筋を貫いていく、しかし、個別のトラブルが出てまいりましたときにには緊急的な措置で何らかの解決策を図つていくということで、これはどうしても

いうことで、大きな筋としては自由貿易といふ筋を貫いていく、しかし、個別のトラブルが出てまいりましたときにには緊急的な措置で何らかの解決策を図つていくといふことで、これはどうしてもこの国との本当に腹を割つた話し合いを通じましてこの緊急的な解決を図らなければならぬ。そういうことで、大きな筋としては自由貿易といふ筋を貫いていく、しかし、個別のトラブルが出てまいりましたときにには緊急的な措置で何らかの解決策を図つていくといふことで、これはどうしてもこの国との本当に腹を割つた話し合いを通じましてこの緊急的な解決を図らなければならぬ。そういうことで、大きな筋としては自由貿易といふ筋を貫いていく、しかし、個別のトラブルが出てまいりましたときにには緊急的な措置で何らかの解決策を図つていくといふことで、これはどうでも

あります。

○木原委員 そうしますと、これはECの側でおらないわけですが、それからわが方からもECに對応する調整機関でもつくらなければならないということは御説のとおりでござります。それはお示し願えませんか。

○鳩山国務大臣 まだそこまで具体的な話は進んでおらないわけですが、先方からのお要望として、特にEC諸国からそういう声が出ているということは私も承知はいたしております。

○木原委員 そうしますと、これはECの側から日本側にECに對応する調整機関でもつくらなければならないということは御説のとおりでござります。昨年の十一月以来、特にECとの間では個別にいろいろな問題の解決を図ってきたとこ

うも複雑な様相を見せているから、専任の大天使でも置いて、貿易上の調整機構みたいなものを持つて対応していく、こういう考え方ではなくて、EC諸国側からむしろ要求されたということですか。

○鳩山国務大臣 これは正式な要求とかといふことはございません。先般トライアテラルの会合がとでございましたときに、E.C.側のある方からそういうふうなことを私自身が直接受けましたのでいま申し上げましたので、そういうふまとまた正式な

○木原委員　ただ批判を言えば、E.C問題についても何か後手みたいなものですね。問題がむづかしくなって、複雑になつて正面から非難攻撃をされると、こういうような状態になつて、何か後を追つて対応していくような姿勢が見えるわけです。いままでも今日のような事態を招く要因がなかつものでは毛頭ないと思つております。

たわけではないわけですね。ある意味では、それはその都度処理をしてきたはずでしょうけれども、それがある意味ではたまりたまつて、いまいきなりぶつけられているという姿をわれわれは見るわけですね。そうしますと、国民の側からすれば、経済外交不在という声になつてあらわれざるを得ないわけです。ですから、専任大使を置くのがいいのか、調整機構を置くのがいいのか、これが別個の判断ですけれども、しかし、いずれにせよ、たとえばECCについては将来のことを考え、現状も考えてそれに応する措置、もしくはわわれわれ内閣委員会ですから、機構とかなんとかいうことには関心を持つわけですがれども、対応することには関心を持つわけですね。そういうものは考えていく余地はあるわけですか。

なことをやつてもらえないものだらうかというような話として、先般私はちょっと耳にしたことがあります。そういうわけで、特に貿易問題についてまして事前にといいますか、早目の対策がとり得れば非常にいいと思います。このような結果に

なる前に何らかの方法があればいいのでございま
すけれども、現在の自由貿易といいますか現在の
たてまえで参りますと、事前にチエックするのほ
んなかなかむずかしいと、いうことで、被害が現実に
発生をしているというところになつて、それに対
する教訓措置をどうするかということが論ぜられ
るような現在の仕組みでございますので、これを
何とか外交努力によりましてそういう大ごとに
ならないよう、今後も努力をいたすべきだと思
う次第でございます。外交がどこまで入つていく
かという点につきましては、なかなか微妙な問題
があろうかと思います。

○木原委員 この際一言だけ申し上げておきたいと思うのですが、私も幾つかの国を回りましたが、痛感をすることがあるわけですから、経済外交という範疇といいましょうか、取り組みの姿勢といいましょうか、個別的な問題については意外に深くタッチをされている。しかしながら全体的に流れといいましょうか、そういうものに取り組む姿勢が経済外交と言われる範疇の中で意外に薄い。ですからちぐはぐになります。それは石油ヨックなどが起ったときもそうでした。あれ以来特にそういうことを痛感するわけですね。ですから、従来のいろいろなしきたりや、外交的にアプローチする限界というものはもちろんあるでしょうけれども、しかし、これだけ貿易によって飯を食つていかなければならぬ国としては大変な痛み手を、あっちこちでたたかれていで、そろ

するアプローチの仕方、あるいは個々の貿易問題に対するアプローチの仕方を一遍洗い直してもらって、そうして必要なところにはやはり必要な対応の姿勢を次々と積極的に立てていく、そういううのが伴いませんと、仮にスリーエンジンだ、機関車

事だと言わざるを得ない。私は思うのです。国内のものが出てこないだろうと私は思うのです。国内的には非常な不安定な要素がある、こういうことですから、外交の枠の中で、経済外交というものについて既存のものについて一遍点検をし、洗い直し、いまの情勢に対応する新しい必要なものはやはりきちんとつくっていく、こういう方向で進んでもらいたいという、これは批評といいましょうか、感想ですけれども、いかがでしょうか。
○鳩山国務大臣 当然、いまおっしゃいました点、外務省といたしましても真剣に取り組んで改善の方策を考えたいと思います。

○木原委員 それから、関連をしまして、大臣おつしやいましたアジアの関係の中にかかる問題について、特に開発途上国に対する援助、何か新しい案といいましょうか、考え方というものは注意をされておるわけですか、お持ちになつていらっしゃるわけですか。どうですか。

○鳩山国務大臣 まだ成案というものは持つておりませんし、また日本が援助を考えますときに、大変見直すべき時期に来ておるのではないかといふ気が私自身はいたしておるわけでございます。しかし、現在行われておりますのがいろいろな太細かい法制の上に乗つてつくられておるものでござりますので、これを根本的に見直すにはいさか時間がかかるような気がいたしております。そこで、ことしの経済協力面におきましては、

とか事業団でありますとか、あるいは輸銀の融資といった問題につきまして、これは私はできますならば、関係各省との御協力によりまして新しい方策を見つけて努力を私自身いたすべきであると考えておるわけでござります。

ジアの工業国としての日本の分担といいましょうか、それが問われるとと思うのです。具体的には、経済援助というのもその一つの大きな柱だと思うのです。

アメリカの首脳と会談をする場合に、幾つかの下敷きはお持ちだと思うのですけれども、いまおつしやったようなことも含めてアメリカ側に対してもどういうような提案といいましょうか、考え方をお述べになる、つまり日本のアジアの中における責任を果たしていく上で、われわれとしてはかくかくの決意があるんだ、考え方があるんだ、ついてはアメリカもこうしてほしい、こうやるべきだ、こんなような話になるのかどうかわかりませんが、そういうことを想定をしまして、大まかな方向、アジアの中における日本の責任を果たしていく上での日本の考え方、そういったものははどういうようなことですかね。お示しをいただけますか。

○鳩山国務大臣 いま御質問の点につきましては、これは大変むずかしい問題でございます。それは恐らく今回も両首脳の間でいろいろお話し合いかあらうかと思ひますけれども、今日の南北問題の問題は非常に問題が大きくなつておるわけで、特に累積債務の問題は大変——とにかくオイルショック後の緊急事態を何とか切り抜けてまいりますけれども、これから先どのようにしていくか、世界の経済が保たれるか、こういう観點から当然

10.000-10.000

う点を今回はやはり何とかして私ども方向を確かめてまいりたい、その上で日本のこれからの方策を考えなければならない、そういう段階であると思うのですがございます。

○木原委員 それはわかります。ただ報道によりますと、たとえば ASEAN の首脳会議、総理の出席が用意をされておるような報道があつたり、あるいはまた外務大臣御自身が ASEAN 諸国といいましょうか東南アジア諸国を回りたいという報道なども見えております。ASEAN の性格につきましてはわれわれも政府とは違つた見解を持つておりますけれども、しかし東南アジアの諸国との平和的など申しましようか協力関係を充実させていくということについては新しい意義があると思います。

そういうような観点から少しばかり伺つておきたいのですが、いずれにしましても、東南アジアの諸国の側の共通した要求は二つあります。日本の援助は乏しいぞ、少ない。それから、いざにせよ片貿易で非常に収奪的だということ、それから援助をしていてもそれが余り民生に役立つていないとといったようなことで、援助は与えながら不満を聞くというケース。それから確かに、どう言つたらいいんでしょうか、GNP 対比で見ましても、総額が、地域のばつつきがあるにしましても、少ないといったようなことが、私どもが歩きましてもそういう声は共通した声として聞くわけですね。そういう状態があるのですから、援助の問題を中心しまして、ASEAN 諸国の一、一つは適切な会議等が開かれる場合に総理自身が今年度中にでも出席をなさるのか、外務大臣御自身が実情掌握をしてこれから対応策を立てるためにも、東南アジア諸国をお回りになるのか、そういうスケジュールはお持ちですか。

○鳩山国務大臣 総理の御予定は、私いま申し上げるわけにはまいりませんけれども、福田総理自身としては大変な御熱意を持っておられますので、私どもいたしましては、総理が何らかの機会に、まあ ASEAN の首脳が一堂に集まるよう

な機会があつて、そしてその首脳の皆さんがそろつて招待をされるというようなことになれば、私は、総理は行つてくれるのではないかと観測はいたしております。私自身は適當なるべく早い機会に各国を歴訪いたしたい熱意には燃えているわけでございます。しかし、それに際しましてASEAN諸国が何を求めておるか、日本に何を期待しておるかという点につきまして、やはり事前にもう少しコンクリートなものを得たいというふうに考へておる次第でございます。

役立っているのだろうかという危惧が残るわけですね。そういう複雑な絡み合いがありますから、私は東南アジア諸国の途上国にわれわれのできるだけの援助を惜しむものではありますけれども、それが特定の政治的情報に媒介をされると、経済的な効率の問題も含めて、効果の問題も含めて疑念が残る、こういうふうに考えるわけなんですけれども、その辺の見解はいかがでしょうか。

○鳩山国務大臣　日本いたしましては、アジアの安定といいますか平和を確保するという、これは何よりも大前提でございます。そういう意味で日本がまたASEAN諸国の問題を考えますときも、ASEANの人々の眞の福祉の向上に役立つという、そういった観点でこの協力が行われるべきものであるということは私どもも心すべきことであろうと思う。

当然体制のいろいろな違いというものがアジアの国家間にはあるわけでございますし、当然わが国と体制を同じくするような国々にまた日本としても期待をかけられておるということも事実であろうと思うわけでございます。そういうわけで、どういう体制だから日本は援助するとかしないとかいうことでなしに、日本が何がなし得るか、また日本が何を期待されているかということも考えて、やはり現実的な経済協力を進めてまいることで臨みたいと思っております。

○木原委員　こんな機会にことさらに申し上げるのは、いま国会の中でも韓国との関係をめぐらして、たとえば癆着の問題であるとか、黒い関係が生じているとかということがいろいろ政治的な問題になっているわけですね。東南アジアの諸国の中にも、残念ながらやはりその種の問題が、少なからずともうわざとしては絶えないわけですね。インドネシアにおいてもタイにおきましても、私ども議院から派遣をされまして、一昨年でしたか去年へ参りましたときに、ちょうど例の学生騷動のときともうわざとしては絶えないわけですね。わざわざ日本から行つた者さなかに参りました。われわれ日本から行つた者としては面を覆いたいぐらいの気持ちなんです。

進出企業と向こうの政府との黒い関係とか、当時の向こうの副総理の人と日本の政府といいましてうか、黒い関係があるとかといったようなことがいわばあの騒動の背景の中につけて、それが新聞などから町に流れるチラシなんかで出ているわけです。そうしますと、タイの中にいろいろな政治的な動きがあるということは、外国のことですから、言つてみればわれわれの問題域外であるわけですが、それどころも、しかし、その中に日本の経済援助に絡まる問題というのがある意味では打ち出されてるわけですね。そういう状況の中で、われわれとしてはこれは面を上げて歩けないという思いを、与野党の同僚議員と一緒に参ったわけですから、それでも、体験をしたことがあります。

そういうものが生ずる背景といふものについて私は、私は、この際に援助のあり方という問題について相当点検と改善を要するんじやないかと思うのです。私どもの考えでは、いま申し上げましたように、援助というものがどうしても政治的な媒介、仲立ち、そういうものによってやられ過ぎる、何かそういう思いがするものですから、せつかり方についても——韓国は後で少しばかりお伺いしたいと思うのですけれども、そのこととあわせて、途上国に対する開発のあり方というごとに、一つは、援助のシステムを一度行政的に洗い直してもらいたい、こういう気持ちを持つてゐるわけです。そして、やはり必要な改善は立法措置を含めてやらなければ、ただわれわれの税金がむだになるというだけではなくて、援助がかえつてわれわれをトラブルの中に巻き込んでいくという形にもなると思うのです。そのことで援助の姿勢が非常に問われていて、考えておるわけです。御見解を少し伺つておきたいと思います。

○鳩山国務大臣　日本の援助が援助を受け入れる国にとりまして、いまおっしゃいましたような、何と表現していいでしょうか、あるいは正しくないようなことにそれが何かかわり合ひを持つよ

ましても、たとえば在韓米軍が抑止力として役立つてゐるといったような場合には、当然核の存在ということを前提にしなくちゃなりません。ですから、たとえば米地上軍の撤退ということの中には核の撤退といふことも含むのかどうかという問題も実はあるわけですね。部隊の数が減りましても、たとえば強力な核が存在しているということになれば、それだけの軍事力の内容のバランスが保たれるという側面も実は一つございます。

とですけれども、それに伴つて、たとえば日本の軍事的な側面での充実を求めるべくある。いはまた日本の米軍基地ですね、日本に存在する、たとえば沖縄の基地あるいは岩国や三沢などを含めまして在日米軍の基地の使用の形態あるいは今までの充実、こういったようなものが韓国からたそれの縮小、撤退に伴つて求められてくる要素を考えなくちゃならないとわれわれ考えるわけですがそれども、その点についての政府側の配慮、用意、そういうものはありますか。

○鳩山国務大臣 韓国の米軍の一部削減が行われるかどうか、これからでございますけれども、それが日本に駐留している米軍にいかなる影響を及ぼすかという点につきまして、これはまだ具体的な計画は全くない段階でございまして、何とも申しあげようが、実のところ用意がないのが率直なところでございます。

おれから、和やかに、ほのぼのとした雰囲気で、車両の運転手の方へお話しをなさる。南北の力のバランスを損なわないような形で行われるのであれば、これが日本の国に――これは日本自身の自衛力というものは、國力国情に応じまして、逐次充実を図るべきだと思いますが、日本の駐留軍にどう影響を与えるとは、直接的な影響はいまのところはないと考える方が妥当じゃなからうかと想像しておるところでございます。

の影響をわれわれもこうむりたくないという、私どももそういう立場です。ただ、大臣しばしばおっしゃるようすにバランスを壊さない範囲、こういふことになりまと、バランスの中にはある意味ではアメリカの極東軍事体制全般にかかる側面もあるわけですね。それからまた、バランスを損なわないということになれば、当然日本の肩がわりはおっしゃるようすにこれからのことでもあるし、すべき面、新しく分担すべき面、米側からすればそういう影響はこうむりたくないというわれわれの立場もあるわけです。ですから、バランスということになるともとと限定をして、韓国の中だけのバランスを維持するという形でたとえば縮小をしてもらいたい、こういう希望は当然われわれの側にあるわけですね。ですから、もしこの種の問題が出たときに、われわれとしては、少なくとも日本が軍事的な分担を求められているということについてはこれは応じられない、あるいはまたこれ以上日本の、たとえば沖縄基地等を含めて米軍基地が、在韓米軍の撤退に伴つて使用頻度、使用形態、こういうものが著しく変わるということについても、これはわれわれとしては引き受けることができない、こういうような立場というものはから考えましても、きわめて第一線に配属をされてしまうと伺つておりますし、いまの直接的なバランスといふものは、やはり朝鮮半島自体におきまでも、第一義的には、朝鮮半島の中におきます力のバランスといふものを重視してほしいというふうですか。

○木原委員 これは大事なことなんで、再度お言葉を確認しておきたいと思うんですけれども、少なくとも韓国における米軍の縮小、移動、撤退等に関連をして、軍事的に日本が何らかの補てんをするとか、あるいは影響を受けるということがないようにしてほしい、こういう立場を貫いていくということですね。

○鳩山国務大臣 ただいまの点では、全く同じ気持ちでおるものでございます。

○木原委員 あわせて、さしあたってわれわれの懸念が一つあるわけです。これは予算委員会の中でも同僚の上原議員が指摘をいたしましたけれども、すでに韓国に存在をしていると伝えられる戦術核のようなものが沖縄の基地に移されているんじゃないのか、こういう懸念が実はあるわけですね。幾つかの状況証拠みたいなものが現地には存在をしている、こういうこともあるわけですね。ですから、これは文字どおりわれわれの国是に反することでもあります。しかしながら、その懸念というものが去らないわけなんですね。しかも非核三原則が存在するにもかかわらず、なかなかわれわれが米軍の基地の中に立ち入ってそれを点検することができないという状況に置かれている。それがあるために、やはり韓国の中の状況の変化によって、沖縄の基地に戦術核が移されているんじゃないのか、移されてくるんではないのか、こういうような懸念があるわけです。この懸念を、少なくとも、ないんだという裏づけの保証みたいなものをきちんとしてもらいたいと思うんですね。どうでしょうか。

○鳩山国務大臣 予算委員会におきましてもただいまのお話をございましたわけで、その後アメリカ大使館の方にもよく確かめておりますし、そのような懸念というものはいま私どもは全くないというふうに考えておる次第でございます。沖縄返

れないわけなんです。そのことを含めまして、核を状況の変化によっても持ち込ませない、それからまた、特に沖縄の基地の縮小については米軍側の努力を要請をする、こういう姿勢を持つてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○鳩山国務大臣　ただいまおつしやいました点につきまして、先方と会談する機会におきまして、もし念を押せという仰せでござりますれば、当然のことながらそれは努力いたしてまいる所存でございますが、いろいろな状況証拠と言われるようなものにつきまして、これは電話番号簿でありますとかいろいろなお話があつたわけでございますけれども、やはり部隊でござりますから、核といふものについてのいろいろな訓練というものはあり得ることであろうと思うのでございます。そういうふうにどう対処しなきゃならぬかということとは、やはり軍の訓練としては当然予想されるところでございますし、そのようなことが、いろいろな状況証拠のようにおっしゃいますわけでございますけれども、そのようなことは私どもとしてもとうていあり得べからざることは思つておりますが、念には念を入れて確かめてまいりたいと願つております。

○木原委員　これは念を押してもらいたいわけなんです。そういう不安というものが現実に存在をとしておるわけですから、状況証拠がありますと、ある意味では非常にその不安と結びついて関心が高まるわけですね。だから、その不安については少なくとも一掃してもらいたい、こういう願いがわれわれの側にはあるわけです。これはぜひひとつ機会がありましたら、いまお言葉のありましたように念を押しておいていただきたい、こういうことです。

それからもう一つ、バランスの問題に関連をいたしまして、軍事的な協力ということについて日本はできない、あるいはまた限界がある、しかし経済的な韓国との協力については改めてこれはやはり充実をしていく、その面で協力をしようとしたいたような考え方をおおりなんぞございますことです。

○鳩山国務大臣 韓国との間には、從来から韓国の国民の福祉向上のため経済的な協力を続けてまつたわけでござりますし、日本と本当に一番近い隣国でありますし、経済的な面では福祉向上という観点から協力すべきであろう。これは從来の協力関係を続けてまいりたいということではなかろうかと考えております。

○木原委員 経済協力や対韓經濟援助の問題が、御承知のようにいまさまざま衆議院でも問題になつてゐる。こういう状況があるわけですね。ただその前に、いまおっしゃったようなことで、かつて佐藤総理が訪米されたときに、いわゆる韓国条項と言われる韓国との問題はわが国の安全にとつて要緊である、こういう趣旨の一つの認識の表明がございましたですね。この段階で、現状のような朝鮮半島の情勢、それからまた、韓国との関係等を含めまして、過去の問題について改めて日本側の現状認識について何か表明をするというお考え方はあるのですか。——問い合わせが少し持つて回つたようになりますけれども、佐藤総理がかつて訪米されましたときには、韓国条項といったような形で一つの日本側の認識を表明されたわけであります。その後の変化も推移もあるわけです。朝鮮半島の問題が国連でも改めて論議の対象になるといたよな経過もございます。そういうよなことを含めまして、今度訪米をされる機会に福田総理の口から、立場から、新しい韓国についての認識、そりいつたよなものが表明をされるのかどうかということをお伺いをしているわけなんですね。

○鳩山国務大臣 佐藤総理、また三木総理と訪問されまして、記者会見の席で発表をされておるわけでございますし、今日の韓国と日本との関係につきまして、やはり現在におきます両首脳の認識というものを当然明らかにすべきであろうといふふうに私どもはそう想像をしておるわけでござります。これは両首脳とのお話し合いのことでござりますから、私どもはここでとやかく言うべきこと

○木原委員 端的に申し上げまして、私ども佐藤総理が表明をされましたような認識自体について非常に懸念を持つてまいりましたものなんです。どういう認識を表明されるかは、これは総理の御方針でしょうけれども、ただここで私どもの立場を申し上げておかなくてはなりません。私どもとしては、わが国の政府の対韓政策というのは非常に偏った危険な道を歩いているのではないか、しかも、デタントに逆行する立場を歩いているのではないかという考え方を消すことができないわけなんですね。私どもが持つておる朝鮮民族に対する原点とも言えうべき一つの負い目があるわけですね。過去三十六年にわたって植民地として支配をしてきた旧宗主国としての責任といったようなものが、はりわれわれの願いとしては、何よりもあの五千万の民族が二つの国家に分かれて、相互に民族の統一を願いながら二つの国家が対立し合うような状況にある、そういう状況の中であればあるほど、われわれとしてはこの平和な統一、それから隣国が安定をした穏やかな国として繁栄をしていく、そういう立場からできるだけの努力をする、責任を果たしていく、そういう立場があると思うんですね。ところが日韓条約ができまして以来、ある意味ではその分断国家の上に乗つかつて、一方に援助あるいはこゝ入れ、こういうものを繰り返し、その結果として北側を敵視する、こういう経過から来ていると思うんですね。しかしこれは考えてみますと、こういう形で存在をしておるのには一種の東西冷戦のいわば犠牲者といいましょうか、犠牲の形なんで、いまとなつては時代おくれではないのか。かつて七三年に朝鮮半島の問題が国連で論議をされましたときに、それを傍聴しておりました私の友人が、どうも会場の空気は、ま

だ三十八度線をめぐつてそんなような問題が極東には残っていたのかといったような空氣に支配をされた。明らかにいま存在しておるような形というものは世界のデタンントの流れの中では逆行したものだ、こういふ認識を持って帰つたという話を聞いたことがあります。ですから、不自然なあわれの国が、そのために偏ることなく民族の統一を目指して、眞の繁栄を目指してできるだけの努力をしていく、そういう立場に立つのが至当でないかと思うんですね。ところが残念ながら、わが国の政府はそうではなくて、韓国といふ立場を選択をし、そこにさまざまな力添えをしてきた。その結果が、かえつてわれわれの立場といふのは朝鮮半島の統一を阻害をする立場に回つていいのではないのか、こういう考え方を私どもは捨てることができないわけなんです。朝鮮半島の政策全般の問題を含めて、韓國対策を含めて政策を転換をする時期が来ているのではないか、こういうふうに考へるのですが、いかがでしょう。

○鳩山国務大臣 朝鮮半島で南北に分断されておるというこりう状態は、これは朝鮮民族にとりまして大変不幸なことであるということは、私どももよく理解をしなければならないことであろうと思います。そしてまた、いまおっしゃいましたように、長い間の日本の治世であったころの責任が日本にはあるのではないかという点につきましても、これは忘れてはならないことであるとうふうに思います。そして将来にわたりましていつの日か南北の統一というものが平和裏に行われるべきこと、これもだれも異議のないことであると思うでござります。

ところが現状におきまして、現実におきます南北間の相互の不信といふものは大変激しいものがある。これは私ども戦争といふものを経験した人でなければわからないような事情ではなかろうかと思ひますが、そういった事情にあることが現実

である。そういう現実のもとで、いま具体的にどうしたらしいかということになりますと、やはり南北間がまずもう一度一九七二年のときのように話し合いの糸口を見つけて、とにかく対話を再開してもらいたい、これが何より本当に現実の問題としては、そういったことが一番必要なときであろう、そしてこれから逐次そういった方向に向かまして、外交面におきましてもいろんな努力がこれから展開される必要があるうというふうに思います。そういう意味で、南北の対立が何とか解消の方向に向かうことを私どもも心から願うものでございます。

です。それができないわけですね。いまでも恐らくあるいは北原回りが何かで通信のやりとりが行われている状況があるのです。ですから、われわれは余りにも韓国側につかまえられ過ぎていて。そのことがかえって対立関係を緩和していく環境づくりをみずから妨げていることになるのではないか。環境づくりのためには、やろうと思えばやれることはいろいろあると思うのですね。私どもの立場から言わせれば、南の方にあれだけの援助をやるのならば、われわれは五千万の朝鮮民族に対しても負い目を持つていて、それから、それならば北の方にも、仮に国交がないにしましても、あるいはまた国交を急ぐというようなことも含めて、やはり交流の問題なども含めて条件を緩和するなり、援助ができるだけのことをするなり、そういう道があつていいのではないかと思うのですけれども、これも必ずしも十分進んでいるとは思えない。ですから結果において日本政府の選択というのは南の側にてこを入れて、その結果、さらに三十八度線の対立を激化することに力をかしている結果になつていて。そういうことはもうわかり切っていることですから、もうここまでアジアの環境も変化をしてきてるわけですから、少なくとも戦争の落とし子であり冷戦の中でできてきたわれわれの韓国政策、こういうものを百八十度転換をする努力というのを始めるべきではないか、こう思うのですが、いかがでしょうか。

そういうことを期待しているというのが実情だと思います。

話し合いを始めてほしい。話し合いを始めるといふことはやはり南の政府というものの存在を認め るわけでござりますから、それだけはせめて北の方 が寛容な態度をとつていただきたい。そうなりますと、もつともっと広く交流が進むのではあるまいか。そういうことを念じておるわけでござい ます。

○木原委員 いずれにしましても、そういう関係 の中で、先ほども申し上げましたように、韓国と の関係の中で、われわれの援助をめぐってさまざま な疑惑や問題が提起をされていいるわけですね。 この問題につきましては、きょうここで特に詰める ということはありませんけれども、しかし、少な くとも韓国に対する従来の援助の方式、システ ム、こういったようなものについてはやはりこの 機会に相当検討を要すると思うのですが、どうで しょうか。

○鳩山国務大臣 一般的に援助の問題につきまし て検討を要すべきことが多々あるということは午 前中も申し上げたところでございまして、ひとり 韓国ということでなしに、この援助のあり方につ きまして検討をさせていただきたいと思います。 韓国につきましていろいろなことが予算委員会の 場におきましてもずいぶん論ぜられまして、私ど も、そのようなことが国会におきまして議論に出 るということ自体大恥ずかしいことであるらと 思いますが、これらの点は、日本の関係する業界 なりのこれから本当の倫理性と申しますか、そ ういった点を高揚することによりまして、いやし くもそのような疑いが持たれることのないよう努 力をいたしたいと思います。

○木原委員 これはもう御承知のように、たとえ ばソウルの地下鉄の問題というだけに限らないわ けなんです。浦項製鉄所の問題や農村経済の再建 のための援助その他、項目ごとに問題が存在をし ておる。政府・与党の中からさえも、対韓援助の あり方にについては非常に疑惑が多いといふ声もあ る。あるいはまた皆さんの外務省御自身の中に も、その問題があるはずなんですね。一つの援助

を決めていくケースの中にも、具体的には申し上げませんけれども、頭越しに枠が決められるとか、つまり汚職が発生するような要因というものは、疑えば切りがないぐらいのものが存在をしているわけなんです。ですから、これは、いずれにいたしましても、対韓援助の技術的なあり方、これは当然行政の責任の分野だと思うのですね。それらを行政の立場でもやはり厳しく洗い直し検討をして、改善の道を講ずる、少なくとも国民の疑惑を招かないようなシステムで援助をやっているのだ、こういうことを確立する姿勢をとつてもらいませんと、これは問題は出しつ放しにされてしまつて、これから韓国との援助関係につきましては、実は何をやっても疑惑が残るという状態があると思うのです。これからも、この国会の中でも、いろいろな委員会その他でこの問題がさらに検討されたり追及されたりすると思うのです。しかし、要は、われわれは援助一般を否定しているわけじゃないのです。援助のあり方やあるいはシステムそのものについて、少なくともやはり厳しい再検討をやりませんと、これだけ広がつている国民の疑惑に対して行政としてこたえていく道の姿勢をひとつ正してもらいたい、確立をしてもらいたい、こういう希望なんです。いかがでしょうか。

○鳩山国務大臣 いまおつしやいました姿勢を正す

すといふ点では、私ども全く賛成でございますし、そのためになすべき改革を要すべき点は改めるべきであります。今までの経済協力のやり方が、たとえば韓国の問題をとりましても、韓国政府が日本の業者と契約をするわけでござります。その契約というものは行政がどこまでタッチをすべきものであるか、そういう問題がありますので、それに関与いたします基金でありますとか輸銀でありますとかいうところは、そこへ

を決めていくケースの中にも、具体的には申し上げませんけれども、頭越しに枠が決められるとか、つまり汚職が発生するような要因というものは、疑えば切りがないぐらいのものが存在をしているわけなんです。ですから、これは、いざれにいたしましても、対韓援助の技術的なあり方、これは当然行政の責任の分野だと思うのですね。それらを行政の立場でもやはり厳しく洗い直し検討をして、改善の道を講ずる、少なくとも国民の疑惑を招かないようなシステムで援助をやっているのだ、こういうことを確立する姿勢をとつてもらいませんと、これは問題は出しつ放しにされてしまつて、これから韓国との援助関係につきましては、実は何をやっても疑惑が残るという状態があると思うのです。これからも、この国会の中でも、いろいろな委員会その他でこの問題がさらに検討されたり追及されたりすると思うのです。しかし、要は、われわれは援助一般を否定しているわけじゃないのです。援助のあり方やあるいはシステムそのものについて、少なくともやはり厳しい再検討をやりませんと、これだけ広がつている国民の疑惑に対して行政としてこたえていく道の姿勢をひとつ正してもらいたい、確立をしてもらいたい、こういう希望なんです。いかがでしょうか。

○鳩山国務大臣 いまおつしやいました姿勢を正す

すといふ点では、私ども全く賛成でございますし、

そのためになすべき改革を要すべき点は改め

るべきであります。今までの経済協力のやり方が、たとえば韓国の問題をとりましても、韓国政府が日本の業者と契約をするわけでござります。その契約というものは行政がどこまで

タッチをすべきものであるか、そういう問題があ

りますので、それに関与いたします基金でありますとか輸銀でありますとかいうところは、そこへ

す。

○木原委員

日中の関係でわれわれにとってさ

す。

あたっての大きな宿題は、条約の締結という問題

です。

金融をつけるような手段であるわけでございました

て、そういうやり方で今まで経済協力がなされ

ておるものでございますから、根本的には、やは

り第一義的には、日本の請け負った業界、業者、

この日本の業者というのが正しい、倫理性のか

なった商売をしてもらう、事業をしてもらう、こ

ういうことが何より一番大切なことであろう、こ

う私自身は思つておりますと、そういう点につき

を申し上げておるのでございます。

○木原委員 外務大臣、道徳の問題では必ずしも

ないと思うのですね。むしろ構造的なものである

と考えざるを得ない要因がたくさんあるわけで

す。しかし、きょうはそれをここで追及する場で

はございませんので、私たちの課題としてなお問

題を残しておきたいと思います。

しかし、いずれにいたしましても、余りにも疑

惑が多い、それからまたいろいろな、頭越しに決

定が行われるというようなことがしばしばあると

いう側面がわれわれとしては非常に疑惑を抱かざ

るを得ない要因にもなっています。これは改め

て別の機会にもう少し議論をしたいと思います。

もう時間がありませんので、中国関係について

だけだと思いますが、全般的に申しまして、両

国とも政権が交代した段階におきまして、これが

の見通しといふものは、両国政府とともにかく

日共同声明によりまして平和友好条約を締結す

きまして、ここで具体的なことは遠慮させていた

だときらいと思いますが、全般的に申しまして、両

国とも政権が交代した段階におきまして、これが

の見通しといふものは、両国政府ともとにかく

してはあつてはならないことです。この辺に問題

の翻案条項のむずかしさというものがあつて、今

ますと、大変重大な条約でございまして、われわ

れも一日も速やかに条約が締結されることを期待

をし、希望をしているわけなんです。しかしながら

たとえば、たとえば、たとえば、たとえば、たと

うの歩み寄りといったような問題については、や

はり相互の歩み寄りといったようなものを期待を

したいと思うのです。私の感想をつけ加えておき

ますと、大変重大な条約でございまして、われわ

れも一日も速やかに条約が締結されることを期待

をし、希望をしているわけなんです。しかしながら

たとえば、たとえば、たとえば、たとえば、たと

うの歩み寄りといったような問題については、や

はり相互の歩み寄りといったような問題については、や

うやはり宣言といいましょうか、設定を行なうんですね。しかし、どうもこの海洋法会議の中で、一つ気になりますことは、海洋法会議の成り行き、その中で日本が主張してきたことがあるわけですね。

しかし、どうもこの海洋法会議の中で、幾つかの懸案の事項について国際的な合意を得るということは非常にむずかしくなってきた、こういう感じがするわけですが、その成り行きといい、ましょく、海洋法会議というものはこれからどうなるんだ、日本はそこで何をしようとするのか、その辺について少し御見解を聞いておきたいと思うのです。

○鳩山國務大臣 ことしの五月の海洋法会議に臨む態度につきましては、あるいは条約局長から後ほど申し述べさせていただきたいと思いますが、二百海里漁業専管水域というもの大きな国々がもう実施をどんどんしてしまって、もはや二百海里漁業水域の時代が来てしまつたということは、これはまことに残念でございますけれども、今日になりますと、それを尊重いたさなければ日本の漁業が操業できない、こういう事態になりつつあるのでございまして、こういう点を考えまして、日本といたしましては海洋法会議の結論を待つた上で、わが国自身の二百海里の漁業水域を決めるべきである、こういうふうに思つて、現在もそう思つておるわけでありますけれども、ことしの海洋法会議におきまして、そういう重要な問題につきまして結論が出ないという段階になりましたときには、日本だけが二百海里の漁業専管水域といふものを実施しないでいくことはいかがなものであらうかというのが今日追い込まれた事態であらう、こう思ひます。そういった意味で、これは鈴木農林大臣、また十二海里的領海法の問題も鈴木國務大臣が担当しておられますので、私から余りここで申し上げるのはいかがかと思ひますが、しかし、現実のところはそういう事態になりましたので、恐らく政府としても、ことしの海洋法会議の成り行き次第によりまして決断しなければならなくなるのであるまいかといふ

ふうに考えておる次第でございます。

○中島政府委員 大臣のいまお答えになりましたところに特に補足するべきことはないかと存じます。しかし、どうもこの海洋法会議の経済水域問題についてどういう態度で臨むか、こういう御質問でございましたので、若干補足させていただきますと、経済水域の二百海里的制度というものは、先生よく御案内のように、今度の海洋法会議の過程の中で出てきた考え方でございまして、海洋法会議の論議の大勢としては、沿岸国が二百海里的經濟水域を持つべきである、そういう制度をつくるべきであるという点につきましては、いまやはとんど異議がなくなつて、これは大勢を制した。

○鳩山國務大臣 まだ政府部内でこの問題についてどういう態度で臨むか、こういう御質問でございましたので、若干補足させていただきますと、経済水域の二百海里的制度としては、沿岸国が二百海里的經濟水域を持つべきである、そういう制度をつくるべきであるという点につきましては、いまやはとんど異議がなくなつて、これは大勢を制した。

○木原委員 鈴木農林大臣は確かに水産の大ベランとして、魚に関しては権威者なのですけれども、しかし、いろいろむずかしい国際関係を含めた問題を抱えて、言ってみれば担当されているところは事実として受けとめて、その経済水域の内容が、たとえば航海の自由を害さないとか、わが国の遠洋漁業の利益を害さないとかいうような、わが国の国益を損なうことが少しでも少ないようになりますと、それを尊重いたさなければ、日本の漁業水域の時代が来てしまつたということは、これはまことに残念でございますけれども、今日になりますと、それを尊重いたさなければ日本の漁業が操業できない、こういう事態になりつつあるのでございまして、こういう点を考えまして、日本といたしましては海洋法会議の結論を待つた上で、わが国自身の二百海里の漁業水域を決めるべきである、こういうふうに思つて、現在もそう思つておるわけでありますけれども、ことしの海洋法会議におきまして、そういう重要な問題につきまして結論が出ないという段階になりましたときには、日本だけが二百海里の漁業専管水域といふものを実施しないでいくことはいかがなものであらうかというのが今日追い込まれた事態であらう、こう思ひます。そういった意味で、これは鈴木農林大臣、また十二海里的領海法の問題も鈴木國務大臣が担当しておられますので、私から余りここで申し上げるのはいかがかと思ひますが、しかし、現実のところはそういう事態になりましたので、恐らく政府としても、ことしの海洋法会議の成り行き次第によりまして決断しなければならなくなるのであるまいかといふ

して、いざれにしましても、海洋法会議の成り行きを待つて日本としては特定水域に漁業専管の水域の設定を行う、こういうふうに解釈をしておいてよろしいわけですね。

○中島政府委員 大臣のいまお答えになりましたところに特に補足するべきことはないかと存じます。しかし、どうもこの海洋法会議の経済水域問題についてどういう態度で臨むか、こういう御質問でございましたので、若干補足させていただきますと、経済水域の二百海里的制度としては、沿岸国が二百海里的經濟水域を持つべきである、そういう制度をつくるべきであるという点につきましては、いまやはとんど異議がなくなつて、これは大勢を制した。

○鈴木國務大臣 次に、鈴木農林大臣は確かに水産の大ベランとして、魚に関しては権威者なのですけれども、しかし、いろいろむずかしい国際関係を含めた問題を抱えて、言ってみれば担当されているところは事実として受けとめて、その経済水域の内容が、たとえば航海の自由を害さないとか、わが国の遠洋漁業の利益を害さないとかいうような、わが国の国益を損なうことが少しでも少ないようになりますと、それを尊重いたさなければ、日本の漁業水域の時代が来てしまつたということは、これはまことに残念でございますけれども、今日になりますと、それを尊重いたさなければ、日本の漁業が操業できない、こういう事態になりつつあるのでございまして、こういう点を考えまして、日本といたしましては海洋法会議の結論を待つた上で、わが国自身の二百海里の漁業水域を決めるべきである、こういうふうに思つて、現在もそう思つておるわけでありますけれども、ことしの海洋法会議におきまして、そういう重要な問題につきまして結論が出ないという段階になりましたときには、日本だけが二百海里の漁業専管水域といふものを実施しないでいくことはいかがなものであらうかというのが今日追い込まれた事態であらう、こう思ひます。そういった意味で、これは鈴木農林大臣、また十二海里的領海法の問題も鈴木國務大臣が担当しておられますので、私から余りここで申し上げるのはいかがかと思ひますが、しかし、現実のところはそういう事態になりましたので、恐らく政府としても、ことしの海洋法会議の成り行き次第によりまして決断しなければならなくなるのであるまいかといふ

たび閣僚会議の規則が制定されたということになりました。これはどうしても全く関係がないといふわけではないのでござります。しかしながら、漁業問題と領土問題とは、これは全く別個の、全く次元の違う問題として私どもは対処をしてまいりたい、そういう考え方でございまして、その点はあくまでも貴きたいというふうに考えておるところでございます。

○正示委員 終わります。

○鈴切委員 在勤法の法律がかかるておるわけでございまして、この在勤法について、法案自体は私は別に

○鈴木農林大臣 詳細は、いま官房長がすぐ戻り

ますので申し上げますが、在外職員が何より心配

なものはやはり子女の教育の問題でございまし

て、そして在外の学校の新設につきまして、こと

しは超重点事項として要求をいたしまして、要求

どおり五校認めていただきました。また今後とも

この教育問題につきましては最重点として対処し

てまいりたいということだけ申し上げさせていた

だきます。

○鈴切委員 それじゃ、官房長がお見えになりま

したら、その点についてはもう少し詳しくお聞き

することにいたしました。

○木原委員 いずれにしましても、大きな問題が

次々と出でてきているわけですが、ただ、あわせま

る、これが一般慣行化しつつあるという状況に

おいて、わが国がどう対処すべきかという問題が

別途ある、こういうことでござります。

○鈴木農林大臣 漁業問題と領土問題、特にこの

経理が近々訪米をされる予定でありますけれど

も、カーター大統領との間において会談が持たれ

○鳩山国務大臣 総理の訪米につきまして、これは国会開会中でござりますので御了解をいただきながらなければならないことと思いますが、そういう前提で、日本として「十一日と二十二日にカーダー大統領との会談を予定をいたしております。同行者といたしましては、総理にお供いたしまして、官房長官と私がお供をする予定でございます。おと担当の局長レベルの方々が同行する予定でございます。

○鳩山国務大臣　会談のテーマにつきましては、私はやはり両首脳の一番大事と思っておられることをお話し合いになると思います。私ども事務的な準備、あくまでも事務的な準備でござりますけれども、経済問題は、どうしても現在の世界的な規模におきまして、日本並びにアメリカの果たすべき役割りというものは大変大きいという点から、これは当然のことながら一番大事な問題とお話しになるであろうと思ひます。それと並びまして、やはり先進国間の協調という問題と同時に、発展途上国との関係をどう考えていったらいいのかというような問題があるろうと思います。それからエネルギー関係の問題といたしまして、これからの中長期的なエネルギーの問題をどう考へていくべきかという点につきましてもお話し合いが行われるのではないだろうか。それに関連いたしまして、確かに国会の予算の開会中でありますので、その点については問題があるにしても、やはり国際信義という立場から考えればアメリカに行かれるようなかつこうになると思うわけでありませうけれども、そこで、会談をされる議題となる外交問題については、その主題は大体どういうものになるかというようにお考えになつてしましょか。

まして、核拡散につきまして、フォード前大統領

まして、核拡散につきまして、フォード前大統領のころからのアメリカの政策が表明をされまし
たし、カーター大統領も大変関心を持っておられま
すので、この核拡散防止に伴います平和利用、日本としての原子力燃料の再処理という問題につきま
して、どのように考えたらいいかというようなよ
うな問題が関連してくるであります。それからア
ジアの問題、朝鮮半島を含みますアジアの問
題につきまして、当然のことながら総理の見解を
述べられるであります。それにつきましてアメリカ
の考え方とのお話し合いが当然行われるのではな
いでしょうか。こういったことが主要ではあるま
であります。当然また二国間のいろいろな問題とい
うものがあるわけでござりますけれども、これらはな
く事前にできる限り処理をしておきたいといふこと

○鈴切委員 在韓米軍の撤退は從来韓国とアメリカの問題である、日本は重大な関心を持つておるけれども直接の当事者ではないということから、総理は介入しないというふうにおっしゃったわけでありますけれども、総理のその答弁は、いままでそのお考えでしょうか。

とりまして大変大事である、また深いいかわりを
いがあるということはたびたび総理も申されておりま
りますし、私ども全くそのとおりであろうと想
っております。そういう点を考えられて、カーラー
ー大統領は日本の意向を尊重する、日本とよく協
議をした上で実行をする、もちろん韓国とも協議
をし、日本とも協議をしながら実行をすると申さ
れております。何より一番大事な点は、いろいろ
な面で不安を起こすとすることが、これは大変な事
件でありますので、私はどうもそういうことを考
えますと、日本にも韓国にも平和を損なうとい
うような事態にさせない、そういう点でとにかく不
安を起こさせないとという意味の御配慮ではない
かというふうに考えておる次第でございます。

○鈴切委員 在韓米軍の撤退は從来韓国とアメリカの問題である、日本は重大な関心を持つておるけれども直接の当事者ではないということから、総理は介入しないというふうにおっしゃつたわけありますけれども、総理のその答弁は、いままであります。そのお考えでどうか。

○鳩山国務大臣 総理の御答弁は、総理御自身が韓国の問題につきまして無関心であるということを言われたわけでは毛頭ないといふに私どもは信じております。直接的にはやはり当事者でありますところの韓国の意向というもの、韓国が半国と十分理解し合つて結論を出していくべき問題であらうということを強調されたと思う次第でございまして、日本いたしましては、とにかく一番近い隣国の問題でございますから、日本自体の問題と深いかかわりあいを持つておるという認識のもとに、第一義的には韓国とアメリカとの関係であるというふうに中されていると、こう理解をいたしておる次第でござります。

○鈴切委員 一日、二日前のテレビを私見ておりましたら、カーター大統領が韓国問題について触れていろいろ話をされている場面のテレビがあなたけれども、そのときカーター大統領は、韓国問題については、これは日本も少なくとも同じようにテレビに着いて話し合い、日本の了解を得るということを明らかにしているわけですね。私はこのふうに私は思うのです。カーター大統領は、韓国のこの在韓米軍撤退に伴う話し合いについては、いかとかあるいは期待をするというだけのことでは済まされなくなつてきてるんじやないかといふことを聞いたわけです。となりますと、介入をして日本もやはり同じテレビで話し合いたい、そして了解を得たいということを私聞いたのですけれども、そうなりますと、ちょっと向こうの、アメリカの方の考え方と日本の考え方は食い違いまね。その点はどうでしょう。

○鳩山国務大臣 日本いたしまして、韓国の大統領が日本と平和の維持、日本の安全

一 大統領は日本の意向を尊重する、日本とよく協議をした上で実行をする、もちろん韓国とも協議をし、日本とも協議をしながら実行すると申されております。そういう点を考えられて、カーラー大統領は日本の大統領である、また深い何かわりありますし、私ども全くそのとおりであろうと聞いております。そういう点を考えられて、カーラー大統領は日本の大統領である、また深い何かわりあるような事態にさせない、そういう点でとにかく不安を起こさせないという意味の御配慮ではないかというふうに考えておる次第でござります。

○鈴切委員 この在韓米軍の撤退の問題について、カーラー大統領の言うように日本の了解を得ようと努力をやつしていくことになれば、同じくテープルに着くということなんですね。もしそういう御要請があつた場合にどのようにお答えになりますでしょうか。

○鳩山国務大臣 どうも、私いま御質問の趣旨がよくわからなかつたのでございますが、一緒のテーブルに着いて相談をする、こういうお話をよろしくお聞きください。私がどういうようなプロダクタムによりましてこの問題が進展いたしますのか、想像もちよつとできないことでございます。まだそのようなことを考えてみたことがなかつたものでございますが、そのような点につきまして、やはり日本といたしましても慎重に対処すべきでござります。

○鈴切委員 在韓米軍の撤退について、もちろん韓国とアメリカと話し合うわけでありますけれども、それについてアメリカは日本の國に了解を乞めるというようなことになれば、韓国問題のいよいよ在韓米軍の撤退ということは、言うならば口本とをして韓国とアメリカ、この三者の協議が行われてあって、先ごろ総理が言わされました、韓国問題については当事者じやないから直接介入しないんだ、そしてこれについて総理が言つた言葉

の中は、わが国としては介入しない、が、朝鮮半島の微妙なバランスが破れることがないよう期待するという第三者的な話になつてゐるわけでありますけれども、もはや第三者的な話というよりは、もうカーター大統領は、少なくともこの問題については日本の了解を得てやるんだということなんですから、こういうことがもし出された場合に、外務大臣としてこれを、私どもは全く知りません、朝鮮問題は一切私どもとの直接の関係はございませんから、こういうふうにお断りになるのですか。

○鷹山國務大臣 今回首脳会談としますが、福島総理とカーター大統領との会談におきましても、この朝鮮半島の平和の問題はまさに大事な問題でありますから、当然のことながら総理の見解も示されると思います。隔意のない意見の交換が行われるだらうというふうに思つておりますし、日本の意見といふものをやはりカーター大統領にもよく理解してもらうという必要があらうと、いうふうに思つております。

そういう意味で、日本の意見をきわめて重く見て尊重してくださるというふうに私どもは理解をしておりまして、これが協議をするあるいは意見を聞くとか、そういういろんな表現によりましていろいろニュアンスの違いが出ようかと思ひますけれども、日本としては大事な問題でありますから、当然のことながら日本としての意見を率直に申し述べるべき責任もあらうかというふうに思つ次第でございます。

○鈴切委員 その御意見を申し上げたいといふことですけれども、外務大臣は総理のブレーンとしてついていかれるわけでありますが、その問題についててはどのようなお考えを持っておりましようか。率直な意見というその率直な意見は……。

○鳩山国務大臣 私どもは、たびたび申し上げてゐるところでございますけれども、この朝鮮半島の平和的な解決ということ何よりも好ましい、望ましいことである、しかしながら現実には南北間の不信感というものは一向に減少していない、

そしてまたこれを解きほぐすにはどうしても南北間の対話を必要とするということを主張をいたしておるわけであります。が、そういつた前提のもとに、いま南北間の微妙なバランスというものが現実において必要である。これが一撃に崩れるということはかえって朝鮮半島の平和を阻害することになりはしないか、こういった考え方を持っておるところでございまして、そういう意味から南北間の微妙なバランスというものを十分にお考えいただいて、朝鮮半島の平和というものを確保していただきたいというのが私どもの率直な意見でござります。

○鈴切委員 六九年の佐藤・ニクソン共同声明のときには韓国条項が出されましたし、一昨年の三木・フォード共同新聞発表によりますと新韓国条項と言われておりますね。今度カーター大統領とそして福田さんとがお会いになつて韓国の問題について煮詰められるでしようけれども、それは恐らく共同声明のような形で出されるように私は推測するわけであります。その新韓国条項と言わわれている内容でありますけれども、この内容は、前の韓国条項並びに新韓国条項と基本的な認識において違うのか違わないのか、その点はどうでございましょうか。

○鳩山国務大臣 このたびの両首脳の会見の後どのような形をとつて発表されるのであるかということは全くまだ決められていないところでございます。カーター大統領はいろんな点でいままでの前例にこだわらない大統領であるというような話をもありまして、どういうふうになるかということはいまの段階では想定がつかないのでござります。しかし、いまお尋ねの点は、基本認識におきまして朝鮮半島の情勢をどのように認識しておるかということですと、その基本的な枠組みと申しますが、それは、残念ながら、三木・フォード会見のときの発表というような時点と比べましてさほど大きな変化はまだ起つておらない、というのが私ども基本的な認識でございます。

別に新韓国条項なんて出す必要はないわけありませんして、それを出すということは、諸条件がすでに変わってきてるということの上に立って今までどうしていいとかということが論議されていくわけありますけれども、新韓国条項の骨子といふのは大体どんなものですか。

○鳩山国務大臣　ただいま申し上げましたように、どういう形で発表ということになるかどうかございますので、これはやはり両首脳が隔離のない意見の交換を行われた後に、しからばどのような発表手段をしようか、こうしたことになる筋合が伺うますのでござりますので、いまここで、両首脳がまだ会談をなされる前にその会談の結果はどういうふうになるか、どういう発表をされるかといふ尋ねでありますけれども、私どもはいろいろ事務的には準備はいたします。いたしますけれども、この両首脳の会談というものはまさにこれから世界に対しましてどういう認識を持たれるかということから始まることでありますので、したがつて、いまここではちょっと想像もいたしかねるということが本当のところでございます。

○鈴切委員　要するに、国際情勢を見渡した上でおいて朝鮮半島の諸情勢を分析をされ、そしてその上に立つて在韓米軍の撤退というものにどういう位置づけをされながら、また日本の国がそれに対してどういうふうな協力を憲法の枠組みの中に置いてできるかというそういう諸問題等も、これは新韓国条項の中に直接出てくるかはわからないにしても、一つの大きな問題点ではないかとういうふうに私は思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○鳩山国務大臣　御指摘のように大変大事な問題でございます。そういう意味で一般の国民の皆様方も広く関心をお持ちの点でありますので、やはり何らかそれにはこなえるべきであろうというふうに私は思っておりますが、その中身につきましては、それはやはり両首脳の隔離のなき御意見の結果にかかるものと、こう申し上げておる

○越智説明員 お答え申し上げます。
　海外の子女教育につきましては、昭和四十八年の衆議院外務委員会の決議に基づきまして関係予算の大額な増額を図つて、必要に応じて全日制日本学校の新設、たとえば五十三年度においてもアルシェ外四校の新設の予定でございます。それから派遣教員の増員、それから施設、教材等の整備拡充を図つております。また補習授業校についても、人件費補助等必要な措置を講ずる等内容の充実を図つております。

　具体的に申しますと、現在全日制日本人学校は四十五校、補習学校が六十五校ございます。具体的に予算の額で申しますと、四十八年度九億八千九百四十五万円でしたのが五十一年度三十億九千二百二十万円、五十二年度は政府原案が三十六億六千万円、着実に、徐々にございますが、拡充を図つておる次第でございます。

　派遣教員が大多数が公立学校教員から成つておりますので、各都道府県の身分上の扱いその他県によってまちまちでございますので、公務上の災害その他で補償等に問題が出てきておりますので、ただいま文部省と銳意前向きにこの問題も含めて協議を行つておる次第でございます。

○錦切委員 先ほどもお話がありましたように、一つはエネルギー並びに核の拡散の問題が重要な課題であるというお話をありましたけれども、このところアメリカは、使用済みの核燃料の処理についてわが国が独自の施設で再処理をするということを認めないと、うような強硬な考え方を示しておりますけれども、これはどうしてこういうふうなことになつたのでしょうか。

○鳩山国務大臣 使用済みの核燃料の再処理並びにウラン自体の濃縮、この二つにつきまして、これは非常に核兵器に利用しやすいという観点から、この点につきまして核拡散防止という観点か

らこれが昨年のフォード大統領のときに新しい政策として提起され、カーター大統領も同じ主張をなさつておるというふうに聞いておるわけでございます。

わが国といたしましては、これからエネルギー問題を考えますときに、どうしてもウラン燃料の再処理を行いましてプルトニウムをもう一度核燃料として使用するということによりまして核燃料の飛躍的な増加が、力の増大と申しますかエネルギーとして利用できるという観点で日本は研究を進めているわけでござりますから、そういう意味で、大変問題が重要なになってまいりました。

その勧告の内容でござりますけれども、それは幾つかのやり方がございまして、一つは数量制限のタオーラを課する、あるいは関税を引き上げる、ないしは関税クォータを課する、その幾つかのやり方を組み合わせるというようなこと、さらにはそれと同じような実効があるような形で、そういう勧告を受けましたときに今度大統領はそれについて輸出秩序を維持するような自主規制協定の交渉をまた考へ得る、そういう幾つかの方法がございます。

○鈴切委員 総理の訪米による日米会談で朝鮮問題がやはり議題になると思いますけれども、今秋の国連総会で日米両国が朝鮮問題にどう取り組むかが話し合われると思います。現時点において、国連での朝鮮問題に対する外務省の対策はどのようにお考へでしよう。

○鳩山國務大臣 国連におきます朝鮮問題に対しましては、まだ決めておらないというのが実際のところでございます。

○鈴切委員 現在、竹島が韓国によつて不法占拠されております。そして警備隊が駐在をしておりません。そこで韓国が同意しない限り、政府は韓国政策を再検討しなければならないというように思つたけれども、その点についてはどうお思ひでしようか。

○鳩山國務大臣 竹島問題は、もう御承知のとおり、韓国との国交回復のときにおきまして最大の問題となつた点でございまして、その後、両国ともにその領有を主張しながら今まで及んでおるわけでございます。そういう経過から、この竹島問題に決着をつけるということを提案いたしましたと、これは日本と韓国との間が大変な、ほかのことはすべてとまるというような事態に立ち至る、そういうおそれがあるわけでござります。私どもは韓国の不法占拠という事態を確認いたします程度、韓国側に対して日本側の主張を強く申してきておるところでございまして、竹島問題は竹島問題として、そしてほかの部面におきましてはやはり友好関係を持続するということが国益に沿うゆ

えんであらうというふうに考えておるところでござります。

○鈴切委員 竹島が不法占拠をされながらそのままほつておくということ自体、これは国民的な感情は決してよくありません。ですから、政府は、ただ竹島が不法占拠されるときに警告を発するということだけではなくして、もっと強い手段に出られはどんなでしようか。たとえば対韓經濟援助を考えなくちやならないとか、あるいはまた日韓の会談についても、いまやられておるわけになりますけれども、これは延期をするとか、あるいは国連において韓国問題を考へなくちやならないのが話題で済まされることはないようになりますけれども、これは延期をするとか、あるいは国連において韓国問題を考へなくちやならないのが話題で済まされることはないようになりますけれども、その点についてはいかがお考へでしようか。

○中江政府委員 竹島の問題は、昨今急に始まりますけれども、これは延期をするとか、あるいは国連において韓国問題を考へなくちやならないのが話題で済まされることはないようになりますけれども、その点についてはいかがお考へでしようか。

○鈴切委員 竹島の問題は、昨今急に始まりますけれども、これは延期をするとか、あるいは国連において韓国問題を考へなくちやならないのが話題で済まされることはないようになりますけれども、その点についてはいかがお考へでしようか。

○鈴切委員 竹島の問題は、昨今急に始まりますけれども、これは延期をするとか、あるいは国連において韓国問題を考へなくちやならないのが話題で済まされることはないようになりますけれども、その点についてはいかがお考へでしようか。

○鈴切委員 竹島の問題は、昨今急に始まりますけれども、これは延期をするとか、あるいは国連において韓国問題を考へなくちやならないのが話題で済まされることはないようになりますけれども、その点についてはいかがお考へでしようか。

らかにいただきたい。

○鳩山國務大臣 経緯につきましては欧亜局長からお答え申し上げますが、ソ連が閣僚会議の決定を

だつたと記憶しますが、ソ連が閣僚会議の決定をもちまして二百海里の線引きを発表いたしました。その線引きの中に北方四島が含まれておったのでございまして、その点につきましては我が国政

府は官房長官談話を発表いたしまして、さらに

翌日ボリヤンスキーソ連大使を外務省に呼びまし

て、その同じ趣旨を申し入れたわけでございま

す。それに対します返答として先日ボリヤンスキ

ーが来省されまして、ソ連としては北方領土問題

が引きされましたときから問題点であつたわけ

でございまして、この問題は両国間の紛争として双

方か認識して、この紛争をどういうふうに処理す

るかということにつきましては、話し合いによつ

て解決する。ただその方法はいろいろございま

すけれども、具体的に進んでいないことは事実であ

りますが、他方、だからといって、いま、正常化

のとき以来両国間の領土にまつわる紛争として話

し合いにより解決するという基本的な考え方を修

正して、何らかの、いま先生が御示唆なさいま

すたような方法をとることが是か非かという点につ

いては、政府はまだそういうことをする段階では

ないという認識を持つてゐる、こういうことだと

思ひます。

○鈴切委員 報道によりますと、ボリヤンスキ

ー大使は外務省を訪れられて、日本政府の北方

領土の主張を反駁して、未解決の領土問題は存在

定してきたものと解釈しております。

○鈴切委員 ソ連はすでに二百海里を漁業専管水

域と決定しているわけですから、となると、

わが国が相互主義の立場からソ連に二百海里の漁

業専管水域を設けないと被害だけを受けることに

なるわけありますけれども、いつ一百海里をお

りますけれども、その真意と経緯というものを明

考へになるのでしょうか。

○佐々木政府委員 漁業に関しましていわゆる二百海里時代というものが急速に来ていることは事実でございますが、こういう情勢に対処いたしまして、わが国としても漁業専管水域をいずれ設定しなければいけない、そういう必要があると考えておられます。しかし、一方で、わが国はいわゆる遠

洋漁業国でございまして、近隣諸国を初め非常にたくさんの国の沿岸の水域で漁業の実績を有しておりますので、そういう実績を維持することにも相当な配慮を払う必要があるわけでございます。

特に、近隣諸国の中の韓国なり中国なり、これら

の諸国との間では現在きわめて円満な漁業秩序

ができ上がっておりまして、そういう点に配慮

しておりますので、そういう点に配慮

していく必要があります。かように考

えておられます。

○鈴切委員 ポリヤンスキーソ連大使の未解決の領土問題は存在しない旨の發言というものは、一九七三年の田中・ブレジネフ共同声明の領土問題

の繼續審議の了解事項を否定したものと私は思う

ておりますけれども、あるいはその共同声明

の日ソの正文に不一致があつたかどうか、その点

でござりますが、他方、だからといって、いま、正常化

のとき以来両国間の領土にまつわる紛争として話

し合いにより解決するという基本的な考え方を修

正して平和条約を締結する」という未解決問題の

中で領土問題が入る、こういうように認識をして

おるわけですから、その点についてどうでし

ょうか。

○宮澤政府委員 ただいまおっしゃいましたとお

りでございまして、私どもの解釈では、ボリヤン

スキーダ大使及びその背後にござりますソビエト政

府が、私どもがかつて到達いたしました了解を否

定してきたものと解釈しております。

○鈴切委員 ソ連はすでに二百海里を漁業専管水

域と決定しているわけですから、となると、

わが国が相互主義の立場からソ連に二百海里の漁

業専管水域を設けないと被害だけを受けることに

なるわけありますけれども、いつ一百海里をお

りますけれども、その真意と経緯というものを明

考へになるのでしょうか。

○佐々木政府委員 確かに、御指摘のとおり、ソ

連初めその他各国で二百海里の専管水域を設定し

ている国がふえてまいりまして、それとの関連で

わが方も対応策を、一応相互主義等も考えながら

出さなければいけないのは事実でござりますけれ

ども、同時に、全般的な漁業専管水域という問題

を考えますと、一方、それ以外の国々との関係で

現在でき上がつております漁業秩序に非常にマイ

ナスの影響を与えるといふ心配もござりますの

で、これらの問題を総合的に考へながらいずれ近

い時期に漁業専管水域を決定するということで、

その内容、時期等を慎重に判断してまいりたい、かよう考へておるわけでござります。

○鈴切委員 二百海里の漁業専管水域については、全体的に日本がすべての領土に対して二百海

里の専管水域をつけなくちゃならないものであるか、あるいは相互主義的な考え方から言ひなれば、たとえばソ連がやつたならば日本の方でも二百海里ということとソ連に対してもできるものであるか、その点の見解はどうなんでしょうか。

○佐々木政府委員 ただいまの御指摘のような考

え方も含めまして早急に内容、時期等を検討してまいりたい、かよう考へておる次第でございま

す。

○鈴切委員 五月二十三日に海洋法会議が開かれましたが、果たしていつ結論が出来るのかわからぬのですけれども、そんな長い間この問題が待てるわけはないのです。それじゃ農林省の方は、海洋法会議の結論なんというのではなくして、むしろ早自にこの問題の決着をつけなくちゃならない、こうお考へておらうか。

○佐々木政府委員 先ほど申し上げましたように、韓国、中国等の近隣諸国のみならず、太平洋の南部の方の豪州、ニュージーランドその他いろいろな国とわが国の漁業はかかわり合いを持つておりますので、そういう国連の海洋法会議の動向も十分見守りながら、近くその時期、内容等を決定してある必要がある、かよう考へておるわけでございます。

○鈴切委員 そうしますと、五月二十三日まではそういう判断はしないわけですね。

○佐々木政府委員 先ほど申し上げましたような考へ方から、現在の段階では、今回の国連海洋法会議の動向も見守る必要がある、かよう考へておるております。

○鈴切委員 海洋法会議の結論が出なかつた場合に、やはり決断をしなくちやならないですね。その時期のリミットは大体どれぐらいをお考へでしょか。

○佐々木政府委員 先ほど申し上げました、ソ連

その他を除いた、これから二百海里を設定しようとしているあるいはまだ設定していない國々等の

動向も考へながら、その時期を慎重に考へる必要があると考へております。

○鈴切委員 ソ連は、南千島水域の線引きについ

ては、南千島と日本領との中間線をとり、ソビエツキー海峡及び根室海峡ではソ連の国境を二百海里線とするという考え方をしておりますけれども、ソ連の考

え方についてははどういうお考へでしようか。

○宮澤政府委員 ただいまおっしゃいましたとお

り、ソ連は南千島として大体北方四島を含んだ解

釈をしていくものと考へられます。

○鈴切委員 となりますと、わが国が主張してい

る、北方領土は日本の古来の領土であるという從

来の考え方と完全に競合するわけですね。そうし

ますと、漁業専管水域は、実際には領土と切り離

しては考へられない問題じゃないですか。領土を

したたな上げして漁業専管水域といつても、しょせん

は、日本の国が、たとえば二百海里という問題を

相互主義によってやつた場合に、この問題は決し

て領土と切り離しては考へられない問題じゃない

でしょうか。その点、どうも、口では領土と専管

水域とは切り離して考へてやると言ひけれども、

いはもうそろそろされなければならぬのじやないですか。そこへ来ないと言ひながら、そういう現

状になつてきているのじやないですか。

○鳩山國務大臣 領土問題の方から申し上げます

と、両国のいままでの主張から考へまして、領土問題は早急に片づく問題ではないと私自身思っております。

ます。

なお、もし詳細が必要であれば、宮澤局長の方から追加答弁をいたさせます。

○宮澤政府委員 漁業専管水域が結局領土問題と結びつくのではないかという御質問に関しましては、そのとおりのように私ども解釈しております。

○鈴切委員 さて、これは間接に結びつく種類のものであります。それで、これは間接に結びつく種類のものであります。したがいまして、今回

おもと解釈しております。したがいまして、今回

の日ソ漁業交渉について私どもの考へておりますことは、一方においてはあとう限り自由な漁業の操業を確保すると同時に、私どもがかねて抱いております領土問題に関する主張がこれによつて傷つけられないと、こういうことが何らかの方法によつて達し得られれば最も好ましいことと考へておりますので、ただいまそういう方針で私どもの案を作成しておりますが、その内容につきましては、これから行うべき交渉のこととございますので、こちらで申し上げることは控えさせていただきたいたいと思います。

○鈴切委員 私の持ち時間が来たようでございますが、一、二、ちょっと聞いておきたいのです。

イシコフ・鈴木会談で、この北方領土のことに

ついて、公式あるいは非公式に話し合ひが何か持

つたかどうか。また、二百海里ということにな

れば、当然入漁料という問題が——アメリカが入

漁料の問題を言つてゐるわけですから、そういう

点で何か話が出たか、その点について最後にお聞

きして終わります。

○鳩山國務大臣 イシコフ漁業相と鈴木農林大臣との交渉の過程で、北方領土問題というのは議論

をされなかつたというふうに伺つておりますし、また、入漁料につきましても触れられなかつたと

いうふうに伺つております。

○正示委員長 次に、受田新吉君。

○受田委員 今回提出法案に関連して外務省に質問することができるわけであります。この機

会に、外務大臣鳩山さんに、あなたの外務大臣としての職責の重大さについての強烈な御認識を願

いたいことがあります。

あなたは、財政経済問題では最高の権威を持たれる官僚の御出身であります。同時に、外務大臣になられた場合に、そうちした過去の力もあわせ生かしながら、思い切つて羽を広げて、手腕、力量を發揮されるチャンスには恵まれておる。かつてアメリカでは、キッシンジャーが大統領の特使として、世界の主要国を忍者の出没のごとく自由に駆け回つて、その外交成果を上げたことは余りにも著名です。今回、日中問題につきましては、小川中国駐在大使を呼び寄せて、書類等を、あるいは直接の言葉等を中心に日中國交回復を促進させようとしておられるようですが、そうした現地の大使を呼び戻して打診していくと、どうなな

まぬるいやり方ではなくして、外務大臣自身が関係主要国にどんどん飛んで、日本の国民の熱意を向こうへ十分伝達し、成果を上げるという

ことが必要だと私は思うのです。小川君、ちょっとと帰つてほしいというようなことで、大使の意見をを中心に行外交事をされるような消極的な外交政

策でなくして、キッシンジャー顔負けの外務大臣自身の活躍を私は期待してやまないので、消極

外務大臣でなくして、積極的に中国へも飛び、ソ連へも飛んで、しばしばこちらから出かけてい

く。向こうが訪問したから儀礼的にまた訪問をし直すとかいうような、そうした消極外交では、こ

の波乱に満ちた国際場裏の勝利者にはなれない。

たたために、鳩山外務大臣にかけられた使命の重

さは、外務官僚を適当に駆使しながら手足のごとくこれをこぎ使い、みずから先頭に立つて日本外

交の成果を上げるという意気込みが欲しいと思う

のです。中国にもあなたが飛び、ソ連にも飛び、

そして熱情を傾けて外務大臣の熱情が成果を生む

ような外交をやってほしいと思うのですが、そうちの外務大臣にはなりたくないのかどうか、御答

弁を願いたいです。

○鳩山國務大臣 受田先生からいま激励の言葉を賜りまして、感謝申し上げる次第でござります。

私、外交の全くの素人で外務省をお預かりする

四

ようになりましたので、そういう意味で大変責任の重大さを痛感いたしておる次第でございます。しかるがゆえに、私といたしましては、日本の国益と申しますか、日本の國のために何らかの力添えになりますためには、私はこの際とにかく、いかに外交に臨むべきかという点につきまして、本当にじっくり勉強して取り組みたいという考え方方

上が撤退しても日本の安保体制には何ら影響がないと見るのかどうかです。新しい韓国条項のようなものを福田総理があちらで取り決めをするのかどうかです。お答えを願いたい。外務大臣の進言の中にもそれが入つておると思います。

○鳩山国務大臣 カーター大統領の対韓政策と申しますか、米陸上軍の撤退ということが触れられ

が出される。その共同声明の中には、新しい韓国との情勢展望、極東の情勢展望等に基づいて、これは大変デリケートでありますから、佐藤元総理以降は大變問題になってきた新韓国条項なるものがここに生まれるかどうか。いまのお話であると生まれるかもしれませんようことでございますが、韓國問題など關係した新韓国条項というものが生まれる、佐藤

まれないのかぐらいは外務当局は一応の案を持つて総理に進言しなければならぬのです。総理は何もわからぬと向こうでその場で勝手な共同声明を出してでも困るわけでございまして、外務省の認識、外務大臣の認識は、新しい韓国情勢に対しても従来と変わらない結論でいいのかどうかぐらいのことはお持ちであろうと思うのですがね。

で今日まで臨んでまいりました。これから先に国会からお暇がいただけるようなときになりましたら、私は各地に自分みずから参りましてこの努力をいたさなければならぬ、これは世界各国におきましてそういうことが必要であろうと思っておりますので、そのような機会が至りました場合には、どこへなりとも飛んでまいる覚悟でおる次第でござります。

ておつて、選挙のいわば公約というような形になつておるというふうに承知をいたしておるわけでござります。しかし、カーター氏が大統領になられましてからの発言は大変慎重になつてこられたようになりますし、先般のモンデール副大統領が見えましたときにも、朝鮮半島におきます平和とか安全を阻害するようなことはいたさない、こういうふうに申されておりまして、私どもは、これがアメリカ政府としての新しい考え方であります。

總理、三木總理の前軌を歩んで新韓国条項といふものが生まれる可能性があるのであります。

○鳩山國務大臣 韓国の問題につきましては、日本の国民の皆様方も大変御関心をお持ちであるということから両首脳が隔離なき意見の交換をされて、その時点で国民の皆様方にはつきりお示すべきであるといふように私ども事務当局としては考えております。しかし、どのようになるかはやはり両首脳の会談

○鳩山国務大臣 韓国問題につきましては、私は、カーター大統領と福田総理の間で相当真剣なお話し合いがあらうと思うのであります。しかし、その結論がどうなるかということは、これは私どもが決めるべき筋合いのものではないということを申し上げておるのでございまして、カーター大統領の選挙のときから今日までの経過をずっと考えてみましても、まだまだ確定した政策というところまで固まつておるかどうかといふことは

うてどんどん飛び回りたい、キッシンジャー顔負けの戦果を上げたい、かように理解させていただけいましょう。

今度の日ソ漁業交渉にしても、農林大臣に任せただけでなくして、あなた自身も外交責任者として飛んでいかれるべきであり、あなたがそのために行かれるというのなら、国会の野党だつて、外務大臣が予算の審査が終わつた時点、来月早々ぐらいいからどんどん出かけることにだれも反対はしないのです。他の党だつて、戦果を上げるためなら、外務大臣御労苦だが行つてくれということになりますよ。この委員会にくぎづけするのはそうち長くはない。いまの熱意に期待をかけて、次の質問に移ります。

あるうといふに理解をいたしております。
アメリカの陸上軍が韓国におきまして果たしつつある役割りといふものは現実に非常に大きなものがあるというふうに私どもは理解をいたしておりますので、この陸上軍が一挙にいなくなるというようなことは大変なことだというふうに考えたわけでありますけれども、先般來の話はそのようないことはなくて、きわめて慎重に考える、こういうお話をありますので、これが日本の防衛にいかなる影響を及ぼすかという点につきまして、現在のところ心配をいたしておらない状況でござります。そういう意味で、逆に申せば、日本に影響が直接及ぶような形での削減というようなことは現激には起らぬのではないかというふうに現

の結果を待たなければ、いまここで申し上げるわけにはいかないわけでござります。
○受田委員 そうしますと、新韓国条項なるもの外務当局は期待しておるというわけですか。さればはつきりしていただいて……。

○鳩山国務大臣 その内容がいかがなものになるかは両首脳が会談をされた上でのことだと思います。ですから、そのときの共通の認識がいかなるものとなるらうかということにかかるところでございまして。しかし、両首脳が韓国問題、朝鮮半島の問題についてつきまして意見の交換をされて共通の認識を得たれた場合におきましては、国民の皆様方にその点は明らかにお示すべき筋合いのことである。というふうに私どもは考えておるということです。

つきましては、私どももはつきりした判断は持ち得ないところでござりますので、福田総理とされましても真剣に御議論をなさるところであらう、その結果の認識につきまして、これは両首脳のその時点の認識を、私ども事務当局は、それがどのようになるかということをいまここで予断はできないということを申し述べておるわけでございましてす。

○受田委員 軍事問題についていろいろ世間で不安と疑惑の中に韓国問題がさらされているわけですが、ここで変わった角度から、今後韓国に何か事態が起こった、朝鮮半島に軍事衝突が起こったというようなときに、一番近い日本の国でございますから、当然その難民が日本へどんど

先ほどから委員諸君から御質問が出たわけで
が、今度福田総理がアメリカに行かれることにつ
いて、私、一、二のポイントだけ確かめておきた
いのです。

○受田委員 両首脳が話し合われた結果共同声明の
中のところは考えております。
しかし、この問題につきましては、総理訪米の
意なき意見の交換が必要であろう。その上に立ち
まして、韓国に対する日本としての考え方をどの
ようにするかは、両首脳が話し合われた上のこと
であろうというふうに考えていくところでござい
ます。

ざいまして、その内容につきましてどのようなるのになるかというのは、この両者の会談の結果とにまたねばならないということを申し上げておるわけでござります。

○受田委員 カーター大統領の認識がどこにあるかが一応明確になつておるんだ、選挙の公約である。それに伴うて新しい情勢が生まれたと判断するのかあるいは従来と変わらないと判断するのか、それによつて新韓国条項が生まれるのか牛

能性が——これはすでにベトナムで現実に起こっている。ベトナムで、あの悲惨な戦争の終末で日本へ流れてきた避難民もまだそのまま日本におけるのじやないですか。これらを含めまして、これらの難民が日本へ逃亡してくるといふ事態は当然予想される問題である。その予想される問題に対し、日本はどう対処しようとしているのか、外務省も——一翻近い、すぐ対岸ですからどんどん流れてくる。その中には武装した軍人も流れてくるかも

の見解を聞きたいのです。特に難民が日本へ流れてきたときの扱い、日本へ流れてきた武装した軍人、戦時における中立国の軍人にに対する扱いといふような問題を中心にして御答弁を願いたい。

○愛田委員 朝鮮半島に悲しい事件が——われわれは予想したくないけれども、朝鮮半島の軍事問題を論議する限りにおいては、当然軍事衝突が起つた場合におけるこうした事件はつきもので

然先生のおっしゃられるように問題になり得ると
思いますが、まず国運としてその事態をどう受け
とめるか、そこから派生するところの具体的な、
いま先生がおっしゃられたような軍事要員が朝鮮

ば、南であろうと北であろうと当然人道的配慮の及ぶべき性質については変わりはなかろう、というふうに推定されます。ただ具体的な事態がどういうふうにして起こるかということによつていろいろ

— 1 —

○中江政府委員　まず、御質問の中にはありますべ
トナムの難民がまだ日本にいるのではないかとい
う点につきまして若干御説明申し上げますと、ベ
トナムの難民といいますのは、いま朝鮮半島で先

あります。しかも一衣帶水の日本近海でありまして、どこへ行くよりも、北といわず南といわず、韓国といわず朝鮮民主主義共和国といわず、両方から日本へやつてくる可能性は十分ある。そ

半島からわが国なりその他近隣の所に逃れてくる
という事態に対してもう対処するかと
いう問題は、恐らくその場合に国連の枠内で討議
せられることがあるだろうと思われます。わが国

○受田委員 どうもはつきりしない感じがするの
ですが、そういう問題も外務当局が常に検討して
ろなお答えが出てくるのではないかと思うがどうかと
がいたします。

• 11 •

生が想定されますよう戦乱が起きて、その戦乱の結果いわゆる戦時の難民として逃げて出てきたという形の難民ではございませんで、御承知のように統一後のベトナムにおいて、特にその南の部

ういうことは予想しておかなければならぬ。それはもう國際法上の約束。つまり戦時における中立国の地位というのも参考にしながら、特に南北朝鮮の問題については、その問題もあわせて

自身の態度として見れば、先ほどアジア局長からお話をありましたように人道的配慮ということを考えなければなりませんし、またわが国の入国管理制度一般の問題としてもどうあるべきかとい

日本は安保理事国になりたいとい
ても結構ですが、国連憲章に関する問題にちょ
と触れたいのです。

— 2 —

分に住んでおる人たちが、日本に向けてといふよりも、船に乗つてどこかに逃げていきたいという難民が、ある場合には日本本船により、ある場合には第三国船により人道的な見地から救助され、それがそれぞれ難民の希望する先、それがヨーロッパであつたりアメリカであつたりするわけでござりますけれども、そういうところに定着していくまでの過程において、日本に一時収容されて最終着地への渡航を待つて、そういう状況でのベトナムの難民と——これを難民と呼びますればそういう人たちは、まだ日本に若干残つて最終受け入れ国との折衝を続いている、こういうことでございまして、この難民の取り扱いはもっぱら人道上の見地、つまり公海上を漂つている人たちを人道上の見地から救出した、こういう観点でございます。

われわれは人道的見地と国際法上の立場で考えておかなければいかぬと思うのです。武装した軍人だけではなく、一般の市民といえ軍人といえ分かれなく追い返すのか、そういうことは韓国の軍事衝突のことでも予想した場合に当然起る問題として考えておかなければいけないといふわけで、これは国際法上の問題としてやる場合と、人道的問題に触れてやる場合と、それから南北分かれなく、いま国交が回復している南といえども、また国交の樹立されてない北といえども同じような条件でやるというのか、お答えを願いたいです。

○中島政府委員 ただいまの先生の御質問の事態が具体的にどのような形で起こりますかといふ点につきまして私明確な考え方が直ちにできないのでござりますけれども、御承知のように朝鮮においては武装解除してどうするか、あるいは波打ち際では武装解除してどうするか、あるいは波打ち際で一般的の市民といえ軍人といえ分かれなく追い返すのか、そういうことは韓国の軍事衝突のことでも予想した場合に当然起る問題として考えておかなければいけないといふわけで、これは国際法上の問題としてやる場合と、人道的問題に触れてやる場合と、それから南北分かれなく、いま国交が回復している南といえども、また国交の樹立されてない北といえども同じような条件でやるというのか、お答えを願いたいです。

点が考慮されなければならない。一応の概論でございますが、当面そのようなことを考えます。
○受田委員 私たちはそういう悲しいことをお預けしたくなつけれども、当然その結果悲惨な状態が起つた場合にどうせたらいかということは、政府としてちゃんといつも用意しておかなければいけぬ。南北の分かれなく、これは国交回復國もをして国交を樹立せざる國も同じような扱いをすることは、國際法上また日本の立場からはつきり言えることかどうか、ひとつ……。

○中島政府委員 先ほど私がお答え申し上げましたときに、私いたしましてはいま先生の御指摘のような事態が國際連合自身の問題として出てこざるであろうと考えてお答え申し上げたわけでございまして、國際連合としてそのような不幸な状態が生じたときに、その近隣諸國がどうあるべきか

○大川政府委員 日本は過去におきまして何度か國連の安保理事会の常任理事国になつていいですか。ないかという意思を表明したことのございます。日本の現在の国力並びに国連に対します財政上の寄与の度合いからいたしましても、現在の日本の貢献度、日本の役割りをもう少し強化できるのではないかという気持ちを日本政府として抱いていることは間違ひございません。ただ現実問題として、簡単に國連の安保理事会常任理事国になれるかどうかということになるとおのずから別の問題でございまして、現在の国際情勢が統きます限り、現在の常任理事国が容易にいまの安保理事会の構成の変更に賛成することはあり得ないのでないか、かよう判断しております。

第一点の、朝鮮半島で何か紛争なり動乱が起きたときに難民があるいはそれが軍人であつたり一般市民であつたり、そういう人たちが日本に避難というか日本に流れついたときにどうするかといふ問題の国際法上の觀点につきましては、これはあるいは條約局長からでも御説明があるかと思ひますけれども、政策的にこれを日本としてどう見るかということは、一つにはその紛争の性格によるとと思ひますし、もう一つはそういうことを超えた人道上の措置というものが当然考えられるだらう、こういうふうに考えます。

きますとこころの事態は国連の朝鮮における行動と
いう形になつております。もちろん米韓の援助を約
があることも事実でございますが、一般的に云
つて朝鮮においてまた新たな軍事紛争が発生する
ということがあるとすれば、基本的にはそれは固
連が朝鮮において負つておりますところの平和の
維持という問題、具体的には休戦協定の違反とい
うような事態として起り得るのではないかと考
えます。そういう推定がつくのではないかと考え
ます。そこで、休戦協定の違反から生ずるべき事態についても
はわが国自身としてどう考えるかということをも

そういうことが当然に論議せられることになるでしょうと思ひます。と申しますことは、伝統的な国際法の観念で考えられているところの二国間の公争に対してほかの国が中立義務を守るかとか、わゆる中立法を遵守するかどうかという問題とよちよつと違うのじやなからうかという考え方方が利にはあつたのですから、いまのようなことをお答えしたわけでござります。

ただ、先生のおっしゃられる実体的な意味について南北双方に差別を設けるかどうかという点でございますが、人道的な配慮という点からい

○愛田委員 常任理事国になりたいという意図は常に持っている、現実はなかなか厳しいといたずね。そこで問題を提起したいのですが、国連憲章で四十二条に強制行動の規定があります。その強制行動の規定の発動された場合に、四十七条によつて、つまり軍事責任者、参謀総長の委員会をつくるわけです。それが構成されて動くことになるわけですが、これが構成されて動くことになるわけですが、この参謀総長の委員会なるものはどういう予想をしておるか。なりたいという以上は、この場合も想定しておかないと、なりたいだけでな

にも次のことを考えぬではいかぬ。なる以上は制約がある。国連憲章四十二条には強制行動の規定

があつて、それが発動された場合に参謀総長の委員会が開かれる。そんなときに日本はどうするんだ。参謀総長といふのは一体日本ではだれが参謀総長になるのかということもちゃんとと考えた上で常任理事国になりたいという希望を述べてもらわぬと、そのことを考えないで常任理事国になりたいという希望だけ申し述べたのでは片手落ちだと思います。お答え願いたい。

○大川政府委員 日本が安全保障理事会の常任理事国に仮になりました場合には、その時点で現在の国連憲章の第四十七条二項の規定が現在どおりであるとすれば、日本の参謀総長に当たる人がそのまま軍事参謀委員会の委員として活動することが期待されるることは間違いないと思います。

かという問題であるのですが、日本の場合の参謀総長というのは予想はどこへ置いているわけですか。自衛隊の統幕議長とかあるいは幕僚長とか、そういうものも具体的に考えておかねと、ここにある規定に基づいて常任理事国の参謀総長が軍事委員会をつくると、日本はどうするか。いまの海外派兵のできない日本の立場はどうするかまで考えた上でこの問題の要請をされるべきであるのですね。具体的に、日本の場合は自衛隊のどれがそれに当たるのか。あるいは文官にしていくのか。参謀総長に当たるところを防衛庁長官と見るのか。これはちゃんと用意しておいてもらわぬといかぬです。

○大川政府委員 日本が安保理事会の常任理事国になり得るのではないかというふうに考えておりましたのは、日本はどこまでも平和愛好国家として国連の平和維持の活動に貢献する資格があるのではないか、こういう観点からでございまして、仮にそのことが各国に認められて、国連の憲章が改正されて、日本も安保理事会の常任理事国となつた場合に、それが直ちに日本の国連に対する権利ではないか、こういう協力に結びつくかどうかということは別事面での協力に結びつくかどうかということは別

の問題かと思います。

りたいというのは軍事協力、その參謀総長会議にも参加しないという前提ですか。參謀総長の会議ということのは別に軍事行動を起こすという意味でなくして、ただ単なる話し合いの場合もあるわけですからね。軍事行動には参加しない、しかし会議構成員としては断るわけにはいかぬでしよう。

○大川政府委員 先ほどお答え申し上げましたとおり、もし日本が安保理事会の常任理事国になつ

たと仮定いたしまして、その時点まで現在の国連憲章の四十七条二項の規定がいまのとおりであるといたしますれば、国連側としては日本の参謀総長に当たる人が軍事参謀委員会の委員になることを期待されるだらうと思ひます。

現在、国連憲章再検討及び国連の役割りの強化に関しまして特別の委員会が日下ニューヨークで

会の構成の問題につきましていろいろ検討が行われるのではないかと思ひますけれども、受田先生が挙げられた御質問の事項も、そういうた
め非常にじみちな、息の長い検討の過程においていろいろ論議されるのではないかと思います。

○受田委員 おぜん立てができるまでの準備もしないで、なりたい、なりたいと言うことは軽率であつて、希望する以上はそういう場合のちゃんとしたおせん立ても同時に仕組んでおくべきであると私は思います。

時間が進行しますので進んで質問をさせてもら
いますが、大臣、あなたは経済閣僚でもあると聞いていいと思うのです。つまり経済に経験を積んでおる人であるから、経済をよく知つておる外務大臣、そう考えてよいかどうか。

○鳩山国務大臣 私も長い間大蔵省におりましたので、大蔵省関係のことはいささかじつたとい
う程度でございます。

○受田委員 日本の外交はいまや外務省のエリートコースをたどつてくる外交技術を専門にやつたト

人だけでなくして、先進国、開発途上国を問わず、経済に対する認識の十分ある人がこれに参加

しなければ実効を上げないとと思うのです。したがって大使の派遣についても、ただ単に外務省の事務官僚から進んだ人だけがそのポストをほとんど全部占めるようなやり方をやめて、経済外交にも手腕力量の發揮ができる人を起用して、特に後進国の中近東、アフリカ等の国々には悲惨な国がたくさんあるわけです。これらには経済協力もどんどんしてやって、人道的見地からも、国民の所得の

非常に低い水準にある人々に、一応豊かな国として世界からうらやまれている日本が、愛情のある経済協力もしなければならぬ。そういう点について、経済的な知識と経験を積んでいる大使あるいは公使その他の参事官等を、いまのところ各省から少しずつは出てはおりますが、そういう者をむしろ大使に起用して、苦労される後進国の諸君にして、

日本の愛情ある外交の成果を浴せしめるべきではないかと思うのです。ちょうど経済顧問としても好ましい人物のあなたが外務大臣になっておるわけありますから、かつて大平氏にこの問題を提起したのですが、うにやむにや言ってようわからぬ。むしろあなたははつきり言われるから、はつきり答えていただきたい。

○鳩山国務大臣 民間の、特に経済関係に造詣の深い人を大使に起用すべしという御意見につきましては、私も、そういうことが積極的にどんどん行われるようになれば、大変結構だと思います。しかし現実のところ、なかなか人を得るのにむづかしいのが実際の状況でございまして、経済界で活躍されている方は、やはり経済界の中に入つていて活躍されることを望む方が多いわけで、なかなか、本当に大使になつて、自分の從来の企業の関係はもうすっかり縁を切つて、國のために外交のために戦ふこうといひ、そういう方がなかなか得難いのがたいたいではなかろうかという気もいたします。ただ、外務省はいままで、やはり終戦以降なかなか陣容が十分でない、そういうた中で、民間から有能なる人を外務省に入つてもらつて、そして太

いに活躍していただきたい、こういうことは考えておりまして、特に、定員がふえますときに各省

人があれれば来ていただきたいというようなこともあります。また民間からもいざ
従来からやつておるところがござりますが、受田先生の御意見はひとつ心にとめまして、これから
本当に適材があればどんどん民間からも入っていただけるよう努力をいたしたいと思います。
○受田委員 西ドイツなどは、外務省も御調査されていいると思うのですが、政府直結の経済貿易事

務所のようなものをそれぞれの国に置いて、常に経済実務の効果があるような応援をしておる。日本でもジエトロといいわゆる貿易機関がありましてけれども、これは弱い。むしろ政府がいま申し上げたような政府直結の機関があつて、第一線ですんすん能率を上げていけるよう仕向けていくべきではないか。どうです。

それで、したがって私もいろいろなところで頭で活躍するのに、西ドイツなどは、国家自身が、政府がそれらの商社の貿易活動、経済活動に大変な応援、支援を送っている。日本の場合は非常に厳しいチェックをしている。後進国などの開発についても、大蔵省などで常に、弱い国には第三国との強い銀行の保証を持ってこいなどという厳しいことをやつておる。そういうような、日本の官僚が常に冷酷な目で、後進国の開発に協力をしようとする人々、そうした機関に対して、官僚の支配をむしろ楽しんでいるようなことでは、これはなかなか実績は上がらないと思うのです。そういうところへ経済闇僚を経験されたあなたが外務大臣になつた。経済闇僚は経験をしておられないが、それと同じような人物と見られるあなたが、ぜひひとつこれは馬力をかけてやつてもらいたいし、私が昨年当委員会で専任大使を――今度は法案に直結する問題ですが、専任大使を向こうから派遣してくれる国には、こちらからも専任大使をもつてこたえるべきではないか、これは相互互恵の精神から言うてもしかるべきだということで、

当時官房長からも、ぜひということでありました。今度の予算に三ヶ月分の予算がついておるのでは、ウガンダに対する専任大使派遣は、昨年私が当委員会で提案して、小さいけれども日本の温かい愛情を期待している国にサービスができるおけるわけです。ところが、このウガンダに専任大使を派遣するということになると、さあだれが行くか。交通の便利も悪い。ナイロビから今まで兼務した大使がときどき行きよつたというようなことでは、進んで私がウガンダに行きましょうといふような人もおらぬ。そうすると、ノンキャリアの諸君で長い年数のたつた人を御苦労願うかといふような調子になってきて、真剣に日本に対しだきな期待をかけている国々に報いることができないですよ。こうしたウガンダのような国には、むしろ最も期待される大使が行つて、この国との友好親善を大いに深めていく、そして、あの近くにあるタンザニアとかザンビアとかいう国に対しても、東アフリカの国々が世界経済会議もやるようなナイロビを中心にして、日本と深い提携を図りたい。そんなさいし人々は首を切ればいいであります。日本のためにおれはどんな小さな国へ行っても一生懸命に尽くすぞというような意気込みのある人を、外務官僚だけでなく、広く各省からも民間からも登用してやつてもらいたい。

○鳩山国務大臣 受田先生の御熱意、よくわかりました。特に勤務地によりまして、特に瘴癪地の方はなかなか希望が少ないと、いろいろな事情がありまして、外務省としても大使の人事には大変苦労しているところでございますが、いまおっしゃいましたように、広く適材でかつ熱意のある人物を発掘して責任ある仕事をしてもらうようになつた。昨年の法案の審議の際に提案した問題が解決した。そのウガンダにはどういうかこゝで専任大使を送ろうとするのかという問題を含めて、いま私が提案した、大使には外務省から出た少数のキャリア組だけでなくして、むしろこういう国々の経済開発には、経済的な認識、実績、経済実務、こういうものを十分蓄えた人を簡拔して大使にすべきだと思う。外務省のキャリアでない、経済的な実力者を持っていくべきだと思うのですが、大臣、あなたのところでは、どうもならぬ外務省の根強い——あなたが行つても、鳩山君がどうおうと、外務省の機構はめったに動くものじやないよと陰で言われて抵抗されておるような御在とすると、余りにも哀れであると思うのです。勇気を持って外交陣容の刷新を図つていただきたい。ノンキャリアの中でも本当に尽くした人々をどんどん用いるべきである。公務員試験あるいは外交官試験で点数だけかせいた者がすすつとエ

スカレートされるという時代ではないです、日本はいまや全世界に日本の真剣な人道的愛情も裏づける外交官が要るときです。最近、外交官の登用に対して、従来の語学一本でなくして、新しい角度から人材を発掘しようとされるとされる努力は十分認めますが、日本外交史上に大きな転換を図る大役をあなたが果たしてもらいたいです。人材を広く発掘して真剣に取つ組んでもらつて、出世主義で小さい国は行かぬ、大きな国だけを渡り歩きたい、そんなさびしい人々は首を切ればいいです。日本のためにおれはどんな小さな国へ行っても一生懸命に尽くすぞというような意気込みのある人を、外務官僚だけでなく、広く各省からも民間からも登用してやつてもらいたい。

○鳩山国務大臣 受田先生の御熱意、よくわかりました。特に勤務地によりまして、特に瘴癪地の方はなかなか希望が少ないと、いろいろな事情がありまして、外務省としても大使の人事には大変苦労しているところでございますが、いまおっしゃいましたように、広く適材でかつ熱意のある人物を発掘して責任ある仕事をしてもらうようになつた。昨年の法案の審議の際に提案した問題が解決した。そのウガンダにはどういうかこゝで専任大使を送ろうとするのかという問題を含めて、いま私が提案した、大使には外務省から出た少数のキャリア組だけでなくして、むしろこういう国々の経済開発には、経済的な認識、実績、経済実務、こういうものを十分蓄えた人を簡拔して大使にすべきだと思う。外務省のキャリアでない、経済的な実力者を持っていくべきだと思うのですが、大臣、あなたのところでは、どうもならぬ外務省の根強い——あなたが行つても、鳩山君がどうおうと、外務省の機構はめったに動くものじやないよと陰で言われて抵抗されておるような御在とすると、余りにも哀れであると思うのです。勇気を持って外交陣容の刷新を図つていただきたい。ノンキャリアの中でも本当に尽くした人々をどんどん用いるべきである。公務員試験あるいは外交官試験で点数だけかせいた者がすすつとエ

すれば、調べまして先生の方に御説明申し上げたいと思います。

○受田委員 証言でも承認でも、これは調べてみてもらいたいのですが、同じような内容を持つておると思ひます。上院外交委員会で承認をとる、つまり国民の代表者の承認をとつてゐる。いま外務大臣の辞令をもらって赴任するといふから、つまり認証官となつて赴任する者は、一応国民の代表者の機関においても認められたと外務委員会でもいい、あるいは衆参両院の議運でもいい、この内閣委員会でもいいです。どこでもいいから、つまり認証官となつて赴任する者は、いかつこうで行くほどの大変重い使命を持つて行く人であると私は思ひます。これはどうですか。官房長、早く私のいまの提案について、研究だけではなくして検討、そして善処というところまであなたの方で、大臣はよくおわかりにならぬのですが、諸外国の例なども学ばれて、ひとつ外交官が権威あるものとして、日本外交の成果を存分に發揮するようにしてもらいたいんです。外務省だけがどこかの一角に高くそびえて、象牙の塔に立てこもるよくなつかうでないようにしていただきたいんですね。

○松永(信)政府委員 私がここでこういうことを申し上げるのはあるいは間違いだと言つておしからぬ研究段階ではないです。いつまでも研究大臣じゃつかぬですよ。研究は相当積んでいるはずです。もう研究段階ではないです。

○受田委員 それからもう一つ、大使で赴任される方々は、ひとつ大いに学んでいただきたいのですが、アメリカという国では、海外に大使として赴任する際には慣例として国会で証言しておると聞いておるが、これは間違つていますか。

○松永(信)政府委員 私が了解しておりますとこ

ろでは、アメリカの場合には、大使を任命するに先立ちまして、上院の外交委員会の承認を必要とするというふうに聞いております。証言といま先

生はおっしゃいましたけれども、証言をしておるが、これは間違つていますか。

○受田委員 もちろん、認証官の問題でございませんが、これは間違つていますか。

○松永(信)政府委員 もちろん、大臣なども国会の承認というわけではありませんが、大臣が日本を代表する資格をもつておられる場合に立つてあるという意味で、じやなくて、国会で認めた総理が任命しておるところです。

○受田委員 もちろん、認証官の問題でございませんが、これは間違つていますか。

○松永(信)政府委員 は、日本の國威を海外に発揚し、そして國際親善に協力するトップに立つ人であるという意味で、私はそうしたものを持てて検討を要望しておきます。

○受田委員 もう一つ最後に、いま外交官も海外で苦労するのに、子供の問題が起つてくる。商社その他の

海外に長く滞在する人々の子供さんの教育、これはどうですか。外務省と文部省の共管事項であります、この日本人学校なるものはいま外務省でどれだけ確認しており、そこに学ぶ生徒がどれだけおつて、職員の数はどれだけあるか、お答えを願います。

○越智説明員 お答えいたします。

現在、全日制の学校の数は四十五校ございます。補習授業校が六十五校。職員の数は公立学校教員が三百八十三名、国立学校教員が十七名、私立学校教員が二十四名、合計四百二十四名出ております。学ぶ子供は、一万四、五千名という数字が出ております。

○受田委員 ここまで進んできたわけですが、これが共同して設立して運営を行っているたてまえでございますが、政府としてもこの重要性にかんがみて、從来からこれに対するいろいろな援助を行っております。また今後とも強化を図っていきたい。特に、昭和四十八年の衆議院の外務委員会の決議に基づきまして、関係予算の大額の増額を図つて行く。必要に応じて全日制日本人学校の新設、たとえば五十二年度もアルジェほか四校、派遣教員の増員、それから施設、教材等の整備拡充を図つております。また補習授業についても、人件費補助等必要な措置を講ずるなど、内容の充実を図っております。

具体的に申しますと、たとえば四十八年度の予算は九億八千九百四十五万円、これが四十九年度十四億、五十年度二十二億、五十一年度三十億、五十二年度は政府原案三十六億百万円、ここまで上がつております。

それから授業料の問題でございますが、これはその学校の性格と、理事会、運営のための母体が大体決めることになつておりますが、從来のたてまえで申しますと、現地の学校に行くよりはずつ

と安く、相当実のある教育ができる、こういうことを目指してやつております。

○受田委員 海外には、日本人の子弟の教育は立てられない。ほかに塾が最近ちょいちょいあるのを私アメリカなどで知つておるのでありますが、アメリカなどでは塾へ通うてその教育の補充をやつている。これは本質ではないのだ。だから義務教育を海外で受けける。いまの外務省のあなたの方のお子さんたちが海外で教育を受ける、商社その他の海外派遣の邦人の子供が教育を受ける、その受け取る経費は、義務教育であるならば、ほかに国立や公立がないんですから、当然その日本人学校の経費は国が負担してしかるべきものではないか。そ

うしなければ外交官だって、小さな開発途上国へ

赴任するのをいやがつて、奥さんも子供も置いておいて、あちらへ行つても腰が落ちつかぬのだ。そこで別な郷愁をそそつて、落ちついて外交ができるようなことじやない。そういう意味から、安心して子弟の教育ができるように、奥さんと子供を連れていくけるような体制にしておかなければいかぬ。その経費は国が全部めんどう見ればいいですよ、義務教育の課程は。これはどうなつてているのですか。文部省はどうしているのか、このことも含めて御答弁願いたい。

○川村説明員 ただいま海外に派遣しております教員は、先ほどの移住部長の御答弁にもございましたように四百二十四人でございます。その大半の三百八十三人がそれぞれの都道府県の公立学校の先生方でございまして、身分的にはそれぞれの公立学校の教員という身分でございます。それぞれの県の職員が、県によりまして研修出張あるいは職務専念義務の免除あるいは休職というふうな身分の取り扱いを受けまして海外に勤務しておられる。そういうふうな各県で身分取り扱いをされた方につきまして、外務省の方で在外教育施設における教育を委嘱をするということになつてゐるわけでございます。そういうことでござります。

○受田委員 大変な問題がひそんでおる。派遣する教師はいまどういうかつこうですか。文部教官といふことに決ましたのですか。外務省の職員でありますか、または文部省か、あるいは地方の公務員であるのか、または外務省か、あるいは地方の公務員であるのか、一体どういうことになつておるのか。去年以来ちょっと検討しておるようだが、この在外日本人学校の派遣教師はどういう身分か、そしてそれはそれぞれの府県の定数の中に入つておるのか、枠外で定数が認められておるのか、不安定な定数の中にあるのか、このことも含めて御答弁願いたい。

○川村説明員 ただいま海外に派遣しております教員は、先ほどの移住部長の御答弁にもございましたように四百二十四人でござります。その大半の三百八十三人がそれぞれの都道府県の公立学校の先生方でございまして、身分的にはそれぞれの公立学校の教員という身分でございます。それぞれの府県の定員を、海外に派遣する者は枠外で要求しておらずとしたら大蔵省に押さえられておる。そうですね。そんな悲しいことで、外務大臣、寝覚めがいいですか、どうですか。この問題は、外務大臣としてそこまで心を配らなければいかぬのです。そういう愛情の豊かな外務大臣にならなければいかぬ。大使に赴任し、参事官で行こう、しかし家族を東京に置いて、帰心矢のごとくしてどうして海外でりっぱな執務ができますか。家族を連れていけば子供の教育もできる。それにいまのよう文部教官であり、地方公務員である教員が派遣されるようになつた。かつてはみんなやめてしまう

うことで、昨年来私ども文部省といたしましては、この派遣教員の身分を国家公務員に切りかえ、その間、県に御迷惑をかけずに國の仕事とし、政府としてできるだけの援助をしてまいりた

てこれをやりたいということで、五十二年度の予算要求におきましてそういう趣旨の要求をしてまいりましたけれども、いろんな事情

○受田委員 お答え願いたい。

○越智説明員 日本人学校は、現在現地の在留邦

人が共同して設立して運営を行つておるたてまえでございますが、政府としてもこの重要性にかんがみて、從来からこれに対するいろいろな援助を行つております。また今後とも強化を図つてい

く。特に、昭和四十八年の衆議院の外務委員会の決議に基づきまして、関係予算の大額の増額を図つて行く。必要に応じて全日制日本人学校の新設、たとえば五十二年度もアルジェほか四校、派遣教員の増員、それから施設、教材等の整備拡充を図つております。また補習授業についても、人件費補助等必要な措置を講ずるなど、内容の充実を図つております。

具体的に申しますと、たとえば四十八年度の予

算は九億八千九百四十五万円、これが四十九年度十四億、五十年度二十二億、五十一年度三十億、五十二年度は政府原案三十六億百万円、ここまで

上がつております。

それから授業料の問題でございますが、これはその学校の性格と、理事会、運営のための母体が大体決めることになつておりますが、從来のたてまえで申しますと、現地の学校に行くよりはずつ

てまいりたいとは思つておりますが、制度上は義務教育そのものではない。でございますので、できるだけそういう現地の方々のお気持ちを尊重するだけそういう現地の方々のお気持ちを尊重してこれをやりたいということで、五十二年度の予算要求におきましてそういう趣旨の要求をしてまいりましたけれども、いろんな事情

があるということでございます。

○受田委員 外務大臣、いま文部省の課長からお話を聞きになつたと思うのです。あなた方外務省の外交官の方は、海外での子供の教育に一番頭を痛めている。商社その他の在留邦人も同様であります。その子供の教育に一番大事な先生の身分がいるわけでござりますけれども、いろんな事情

があります。この点は本年は見送りに相なつてござります。

○受田委員 大変な問題がひそんでおる。派遣する教師はいまどういうかつこうですか。文部教官といふことに決ましたのですか。外務省の職員でありますか、または外務省か、あるいは地方の公務員であるのか、一体どういうことになつておるのか。去年以来ちょっと検討しておるようだが、この在外日本人学校の派遣教師はどういう身分か、そしてそれはそれぞれの府県の定数の中に入つておるのか、枠外で定数が認められておるのか、不安定な定数の中にあるのか、このことも含めて御答弁願いたい。

○川村説明員 ただいま海外に派遣しております教員は、先ほどの移住部長の御答弁にもございましたように四百二十四人でござります。その大半の三百八十三人がそれぞれの都道府県の公立学校の先生方でございまして、身分的にはそれぞれの公立学校の教員という身分でございます。それぞれの府県の定員を、海外に派遣する者は枠外で要求しておらずとしたら大蔵省に押さえられておる。そうですね。そんな悲しいことで、外務大臣、寝覚めがいいですか、どうですか。この問題は、外務大臣としてそこまで心を配らなければいかぬのです。そういう愛情の豊かな外務大臣にならなければいかぬ。大使に赴任し、参事官で行こう、しかし家族を東京に置いて、帰心矢のごとくしてどうして海外でりっぱな執務ができますか。家族を連れていけば子供の教育もできる。それにいまのよう文部教官であり、地方公務員である教員が派遣されるようになつた。かつてはみんなやめてしまつて、外務省の方で身分を取り扱いをされた方につきまして、外務省の方で在外教育施設における教育を委嘱をするということになつてゐるわけでございます。そういうことでござります。

○受田委員 大変な問題がひそんでおる。派遣する教師はいまどういうかつこうですか。文部教官といふことに決ましたのですか。外務省の職員でありますか、または外務省か、あるいは地方の公務員であるのか、一体どういうことになつておるのか。去年以来ちょっと検討しておるようだが、この在外日本人学校の派遣教師はどういう身分か、そしてそれはそれぞれの府県の定数の中に入つておるのか、枠外で定数が認められておるのか、不安定な定数の中にあるのか、このことも含めて御答弁願いたい。

——海外で一万四千もの子供が学んでおる、しかもそれらは相当の知識を持った人の家庭だ。その家庭の子供が日本におればりっぱな環境で勉強できるのが、海外で何年も苦労する間に日本語を忘れてくる。日本語学校の学年も複式学級だといふものもたくさんあるわけですから、教育に手落ちがある。その補いは、今度日本へ戻ってきたら進路、進学について道を開く、そういうことを一緒にやらぬと外務省の役人が奉公沈滯します。そうすると商社外交、経済外交、文化外交もだめになります。だから海外に派遣する人の身分を安定せよ、定数を確保してむしろ全部一括して文部省教官みたにやられた方がいい。そのくらいの定数を別枠で文部省、外務省と相談され、大蔵省にねじ込めばいい。そして教育の内容についても、学校教育法の教育を受けたような扱いをして、日本へ帰つて進路が開けるように、日本で進んで入学できる枠をとつてくれる学校を設けよ。いまの提案について、あなたは文部大臣のやる役割りもあわせて、國務大臣として御答弁をいただきたいのです。

せんけれども、帰った場合の職ということを皆どの方でも、一時外国へ行きますときには、帰った後に職がないということは非常に困ったことがありますから、それぞれ自分の所属している各県の教育委員会におきまして自分の席が残つておるということにこだわる方もあるうかと思ひます。しかし、これらのことはこれからひとつ前向きに取り組みまして、とにかく受田先生おっしゃいましたような子女教育の重要性にかんがみまして、一番いい制度をつくるよう努めたいと思ひます。

○受田委員　これで最後になります。私の後の質問者がきょうおられないようですから、これ一問だけお許しいただいて、非常に気にかかる日中平和交渉の問題で一言だけ聞きたい。

日中交渉の中で覇権問題以外にひつかかるものがあるのかないのか、ちょっとお聞きしたい。

○鳩山国務大臣　日中平和友好条約につきましては、双方から原案を提出し合つておるわけでございます。その中で一番大きな問題として覇権条項という問題が非常にクローズアップされたわけでござりますけれども、その他につきまして全部両国の意見が文章の上で完全に一致しているという段階ではないわけでありますけれども、これらの点につきまして、むしろこれは技術的な問題というふうに私自身は解しております。

○受田委員　そうすると覇権条項の問題が解決すれば日中関係は基本的には解決する、こう理解してよろしいわけですね。

○鳩山国務大臣　その他の問題につきましては技術的な問題で、解決は比較的容易であろうというふうに私どもは理解をいたしております。

○受田委員　例の宮澤外務大臣のときのあの四項目に対してひつかかったのは何でござりますか。

○中江政府委員　ちよと細かい面もあるかと思ひますので、大臣に先立ちまして私一言だけ。私どもの了解では、宮澤四項目と称せられておるものの中華との間で交渉したことはございませんので、ひつかっている問題というものはな

い、こういうふうに認識しております。
○受田委員 宮澤四項目なるものは、いまの外務大臣は四項目をそのまま踏襲しておられないわけですね。国民の中に浸透している宮澤四項目でございますが……。
○鳩山国務大臣 宮澤さんの言いました四つの事項につきましては、宮澤前外務大臣が自分の考え方として申し述べられたことである、しかし、これが交渉上の条件であるというようなものではなくして、霸權主義というものにつきましての外務大臣としての理解を示したものであるというふうに解釈しているのでござります。
○受田委員 今度北方領土並びに漁業問題がこういうふうにややこしくなってきておる関係だし、日ソ関係のこうした緊張のことを含むと、日中関係の交渉がこの問題にひつかつて時期おくれになる可能性はないかという懸念をいま持っているわけですが、これとは分離して日中交渉を前進で進める、年内には何とかかくこうをつけたいといふめどを持つてると期待してよろしいかどうか、お答え願います。
○鳩山国務大臣 日中関係と日ソの関係、これはそれぞれ別個の問題としまして私ども最善を尽くさなければならないというふうに考えておる次第でございまして、したがいまして日中平和友好条約につきましては、第三国には全く関係のないことであるという考え方のもとに銳意努力をするということでお、時期といたしましても、両国が満足し得る条件に到達できる、そういうった時期が到来いたしましたならば、なるべく速やかに条約締結に、むしろ決着をつけるべきであるうという態度で臨んでおる次第でございます。
○受田委員 大臣、ことしの末までには署名を持ち込んでいきたいという熱情を持っておるのかどうか。あなたたちはもう国会が衆院になつたらすぐ飛んでいきたいという発言がいまあつたわけですかから、あなたの御自身も中国を訪問される御決意があると思います。この年末までには署名まで取り違ねでいく、それだけの熱情を外務大臣自身が持つ

ておられると私は期待しておるのですが、期待を裏切ることのない御答弁を願いまして質問を終わります。

○鳩山国務大臣 この席で時期につきましてはつきり申し上げることはできませんけれども、できる限りの努力をいたすということで御理解を賜りたいと思います。

○受田委員 あなたの御自身は中国へ飛んでいかれなければいけませんね。これは小川さんだけに任せせるわけにはいかぬ、当然近く中国へ行って、直接自分がキッチンジャー顔負けの働きをする、これを期待していいのですか。

○鳩山国務大臣 時期が到来いたしますれば私自身、労をいとうものではございません。懸命の努力をいたしたいと思っております。

○受田委員 終わります。

○正示委員長 次回は、来る十五日火曜日午前十時理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十六分散会

昭和五十二年三月三十日印刷

昭和五十二年三月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C